

# 令和7年度 第4回高梁市地域公共交通会議次第

日時：令和8年2月16日（月）14：00～

場所：高梁市図書館4階多目的室

## 1. 開 会

## 2. 委員の選任について

## 3. 会長あいさつ

## 4. 会議

議事1：道路運送法第79条による自家用有償旅客運送の変更登録について

（1）交通空白地有償運送

議事2：成羽地域公共交通再編に向けた実証運行計画（案）について

（高梁市利便増進実施計画（素案）について）

## 5. その他

## 6. 閉 会

## 高梁市地域公共交通会議 委員名簿

委員任期: 令和7年8月25日～令和9年8月24日

区 分	所 属	氏 名	備 考	役 員
一般旅客自動車運送事業者の代表	備北バス株式会社 代表取締役 会長	政 森 毅		
	中鉄北部バス株式会社 営業部 部長代理	清 水 亨		
	備北タクシー株式会社 代表取締役	小 野 伸 一 郎		
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表	私鉄中国地方労働組合 備北バス支部執行委員長	植 田 寿 行		
住民代表	高梁地域まちづくり協議会 会長	丸 山 英 明		
	有漢地域まちづくり協議会 会長	平 山 寿 男		
	成羽地域まちづくり協議会 会長	黒 川 修 二		
	川上地域まちづくり協議会 会長	丹 治 勇		
	備中地域まちづくり協議会 会長	内 岡 龍 己		
	高梁市民生委員児童委員協議会	湯 浅 美 登 里		
利用者代表	公募	鳴 川 忠 男		
	公募	清 水 美 保 子		
市の職員	副市長	中 山 均		会長
道路管理者	岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課 課長	柴 田 昇		
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社 地域交通課長	栃 折 太 介		
学識経験者	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	橋 本 成 仁		
国の関係者	中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	宮 地 亮 平	専門員 R7.4.1～	
県の関係者	岡山県県民生活部 交通政策課 副参事	橋 本 宜 士	専門員 R7.4.1～	
警察関係	岡山県高梁警察署 地域交通課 課長	河 合 利 隆	専門員 R6.3.14～	

## 道路運送法第79条による自家用有償旅客運送の変更登録について (新規追加)

### (1) 交通空白地有償運送 高梁市グリーンスローモビリティ運行事業

#### (経緯)

令和3年度に実証運行を行い、実証結果をもとに令和5年度から成羽町吹屋地区で「たかはしグリーンスローモビリティ事業」として運行。初年度は旧吹屋小学校から広兼邸までを定期運行していたが、令和6年度から定期運行と周遊運行の2コースを設定した。

これまでは実証事業であり、無料での運行であったが、その実績と利便性から今後も継続していくため、有償運行に切り替えて運行を開始することとした。

#### 1. 運送主体（名称、住所、代表者の氏名）

名 称：高梁市  
住 所：高梁市松原通2043番地  
代表者の氏名：高梁市長 石田 芳生

#### 2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

#### 3. 路線又は運送の区域

番号	路線名	起 点	終 点	運 行 日	地域
1	吹屋ふるさと村線	下町観光駐車場	下町観光駐車場	土・日・祝	成羽
2	吹屋広兼邸線	下町観光駐車場	広 兼 邸	土・日・祝	成羽

#### 4. 料金

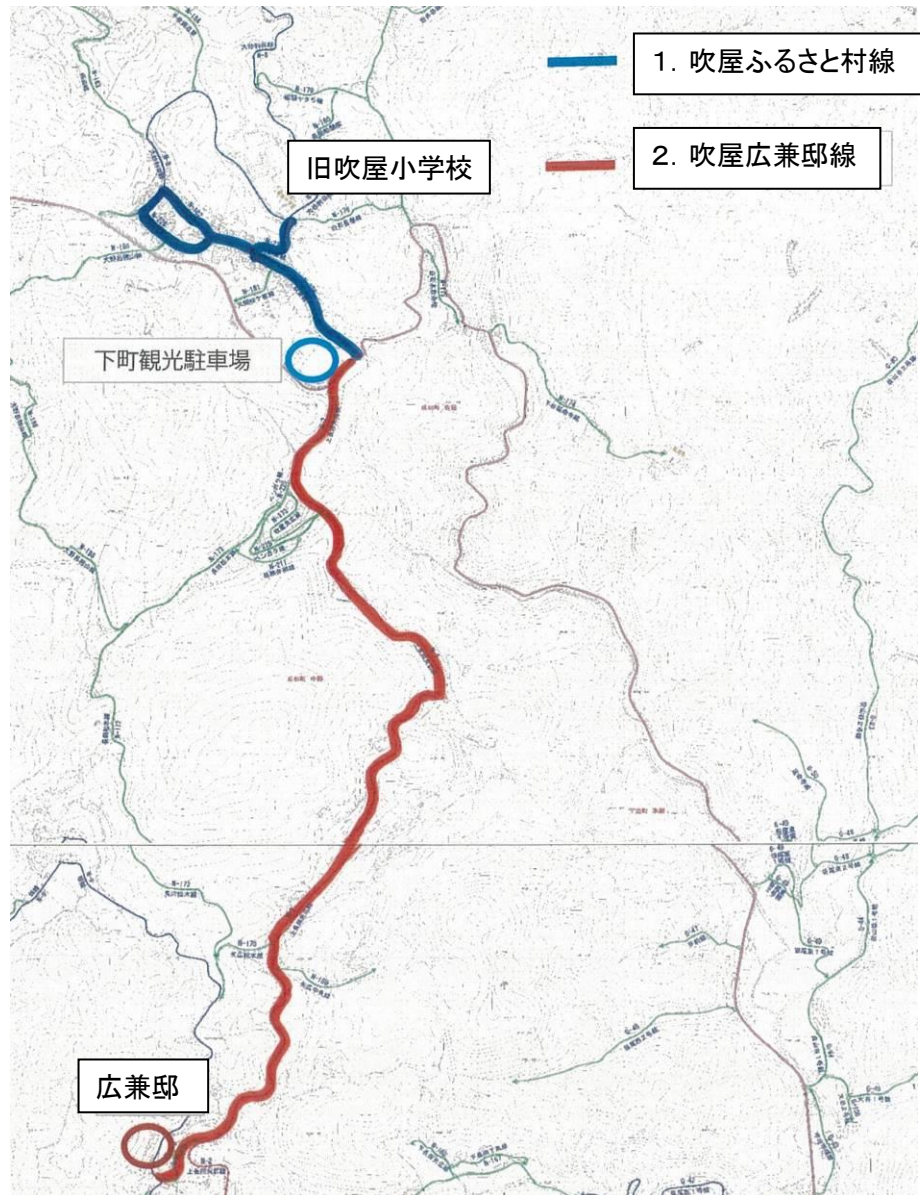
区分	グリスロ乗車1回の使用料
大人（中学生以上）	500円
小人（小学生以下）	250円

ただし、大人の同乗者1人につき、未就学児1人は、無償とする。

#### 5. 自家用有償旅客運送自動車保有状況

地域	成羽地域	合計
台数	2台	2台

高梁市グリーンスローモビリティ運行事業 路線図



利用者状況 (R5年度-R7年度)

【単位：人】

路線	R5年度	R6年度	R7年度
吹屋広兼邸線	5,554	2,439	3,539
吹屋ふるさと村線		4,378	4,563
合計	5,554	6,817	8,102

注) R7年度は11月末現在の数値

参考



# 資料2(参考)R7.8.18 公共交通会議にて承認済

## 高梁市地域公共交通計画に基づく今後の予定について

### 1. 再編計画概要

#### (1) 目的

- 高梁市地域公共交通計画 (P44~P46 抜粋)

#### 基本目標1. 地域とともに育む地域公共交通

#### 事業 1-1 乗合タクシーの拡充

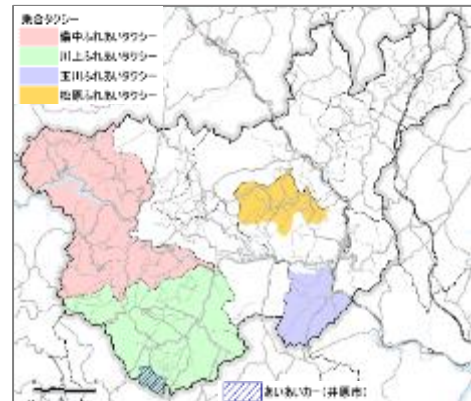
##### 【事業の背景】

- 交通空白地域人口は約 3,100 人で、全人口に占める割合は 10.7%となっており、特に車を持たない高齢者が、日常生活に困らないように駅や主要バス停への交通手段を確保し、交通空白地域の削減を図っていく必要があります。
- 生活福祉バスは、16 路線のうち 11 路線が週 1 日~2.5 日の曜日運行となっているとともに、1 日 1 往復のみ路線が多く、利用機会のごく限られています。
- 生活福祉バスの 1 人 1 回当たりの運行経費は、タクシー運賃の 2 倍以上となっており、路線定期での生活福祉バスの運行は、限界にきていると言えます。
- 現行の乗合タクシーは、通院利用を想定してやや余裕をもって帰り便時刻を設定しているため、投棄のみの通院や買い物利用では帰り便まで 1 時間程度の待ち時間が生じるため、定時運行による待ち時間の改善が求められています。
- 定時運行により運行経費が路線定期運行と同様に固定化され、利用者の減少により、1 人 1 回あたりの運行経費はタクシーを上回っており、運行効率の改善が必要です。

##### 【事業の内容】

##### ◇運行区域の拡大・見直し

- 乗合タクシーが運行していない地域へ地域の实情に応じて導入を検討していきます。
- 既に導入を行っている備中地域・川上地域においても運用の見直しを検討します。
- 未導入地域においては運行区域を新たに検討します。
- 高梁地域の一部で運行している玉川乗合タクシーと松原乗合タクシーについては、高梁地域のその他の地域への導入に合わせて、再編を行います。
- 運行区域の拡大とともに、効率的かつ迅速な送迎の観点から必要に応じて車両待機場所を確保・整備します。



##### ◇オンデマンド運行の導入

- 定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる(利用できる)オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ります。
- 現行の乗合タクシーについては、タクシー事業者の受託体制その他の諸条件が整った時点で導入を進めます。

##### ◇タクシー車両を活用したタクシーと乗合タクシーの併用運行の検討

- 交通資源の効率的運用の観点からタクシー事業者と調整を図りながら、地域の要望がある場合は、タクシー車両を活用した乗合タクシー(タクシーと乗合タクシーの併用運行)の運用を検討します。  
※現行の乗合タクシー(道路運送法 4 条乗合)から同法 78 条事業者協力型自家所有有償運送に変更
- タクシーとの併用運行により、平日の運行日の拡大を検討します。
- タクシーとの併用運行により、乗合タクシー運行委託料を借上げ委託料から実績払い方式(タクシー運賃相当額)へ転換し、タクシー料金を上回る運行経費の低減を図ります。
- タクシーとの併用運行に伴い配車システムを導入し、乗合タクシーの運行状況(車両・日時・利用者名・運賃・委託料等)を電子データとして記録し、事業者、乗務員の負担を軽減するとともに、集計・分析作業等の効率化を図ります。

##### ◇定額運賃から距離制運賃へ変更

- 利用区間により 300 円、500 円、700 円の一律料金から距離制運賃(タクシー料金の 1/2~1/3 程度を想定)への転換など、利用者の負担を再検討します。

◇利便増進実施計画の策定

乗合タクシーの拡充にあたっての詳細な実施については、交通事業者と調整を図りながら詰めるとともに、利便増進実施計画としてまとめます。

◇運行規程等の整備

オンデマンド型乗合タクシーは、利用区間や利用時間帯の制限はありますが、一般のタクシーに近い運行となるため、利用者だけでなく、タクシー事業者、乗務員の誤認も危惧されます。そのため、タクシー事業者間、乗務員間でサービスや対応に差異が生じないように市として運行規程、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等を整備し、周知の徹底を図ります。

◇曜日運行の生活福祉バスを廃止

**オンデマンド型乗合タクシーの運行に合わせて、当該地域の曜日運行の生活福祉バスは、原則廃止します。**

【期待される効果】

- 利便性の向上（運行日の拡大、待ち時間の縮小）
- 交通空白地域の削減
- 収支率の改善
- 公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

**令和7年度に実施計画を利便増進実施計画としてまとめ、関係者との合意が整った地域から導入していきます。**

- 公共交通関連財政支出の抑制（令和5年度約2億9千万円を維持すること）
- 交通空白地域の削減

国土交通省主導により、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」が展開されているが、そのうち下記のとおり「交通空白地域」・「要モニタリング地区」に分類されている。

「交通空白地域」

i) 高梁南部地域…落合町福地地区

ii) 成羽地域…成羽町相坂・長地・小泉・坂本・中野・成羽・羽根・羽山・吹屋・布寄地区

「要モニタリング地区」

iii) 高梁北部地域…高倉町田井・飯部地区

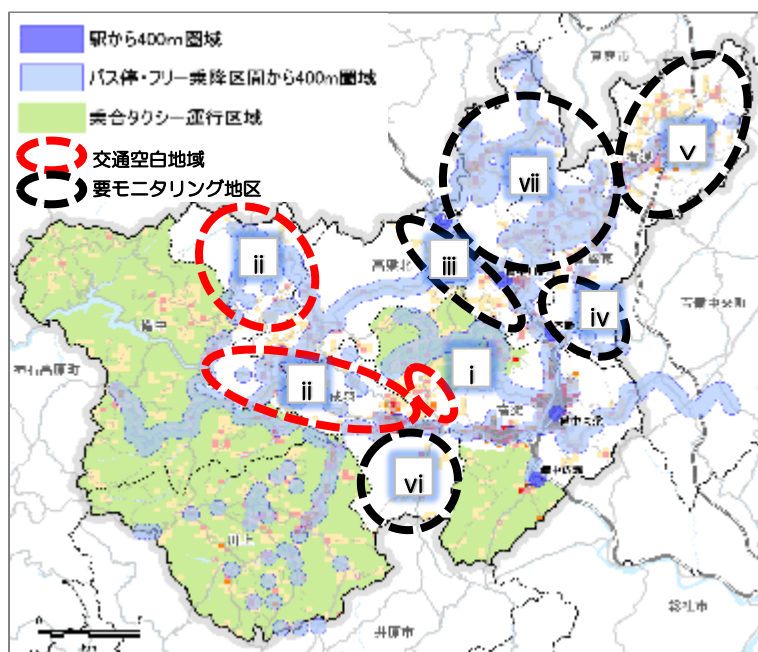
iv) 高梁北部地域…津川町今津・八川地区

v) 有漢地域…有漢町全域

vi) 成羽地域…成羽町日名地区

vii) 高梁北東部地域…川面町・巨瀬町・中井町

※「交通空白地域」対象地区には「交通空白」解消緊急対策事業の補助金が活用できる（R7～R9）ため優先順位を設ける。



- 利便性の向上：定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる（利用できる）オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ることが可能となる。

- 再編計画に係る業務委託について

[高梁市利便増進実施計画策定支援業務委託]

契約日：令和7年5月27日

委託業者：株式会社バイタルリード 代表取締役 森山 昌幸

委託期間：令和7年5月27日～令和8年3月31日

住 所：島根県出雲市荻杼町274番地2

※令和7年6月12日（木）に第1回打合せを実施

## (2)手法

- 生活福祉バス運行地域において、低利用な生活福祉バス路線（市見直し基準該当路線）を廃止して乗合タクシーを導入するとともに、その他の地域へも乗合タクシーを導入し、交通空白地域を削減する。
- 今後新たに導入する乗合タクシーは、オンデマンド型（ふれあいタクシーのように運行ダイヤを設定せず、一般のタクシーのように運行日の運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる運行体制）とし、利便性を向上させる。
- オンデマンド型乗合タクシーの運行委託料は、生活福祉バスやふれあいタクシーのように借り上げ方式でなく、実績払い方式とするとともに、運賃は距離制運賃として一般タクシー運賃の 1/3～1/2 とし、収支率を改善する。（財政支出の抑制）

<参考> 予約型乗合タクシー等の状況について

	名称	運行形式	車両	運行費	経費等
井原市	あいあいカー	デマンド型	事業者	出来高払	システム使用料等
新見市	乗合タクシー (6地区)	オンデマ ンド型	市有車 事業者	定額払 (1日単価)	システム(タブレット)使用 料、ガソリン代、車検代等
真庭市	チョイソコ (3地区)	オンデマ ンド型	市有車 (3台)	定額払 (人件費等)	システム使用料等、コールセ ンター費、通信費等

- 補助金の活用（別紙参照）

①「交通空白」解消緊急対策事業（R7～R9）…初期の設備投資及び実証運行に係る費用

<条 件> 「交通空白」と認める地域で実施することが要件

<補助率> 500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）

②地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）…本格運行に係る費用

<条 件> ・市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されている

・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること

・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・経常赤字であること

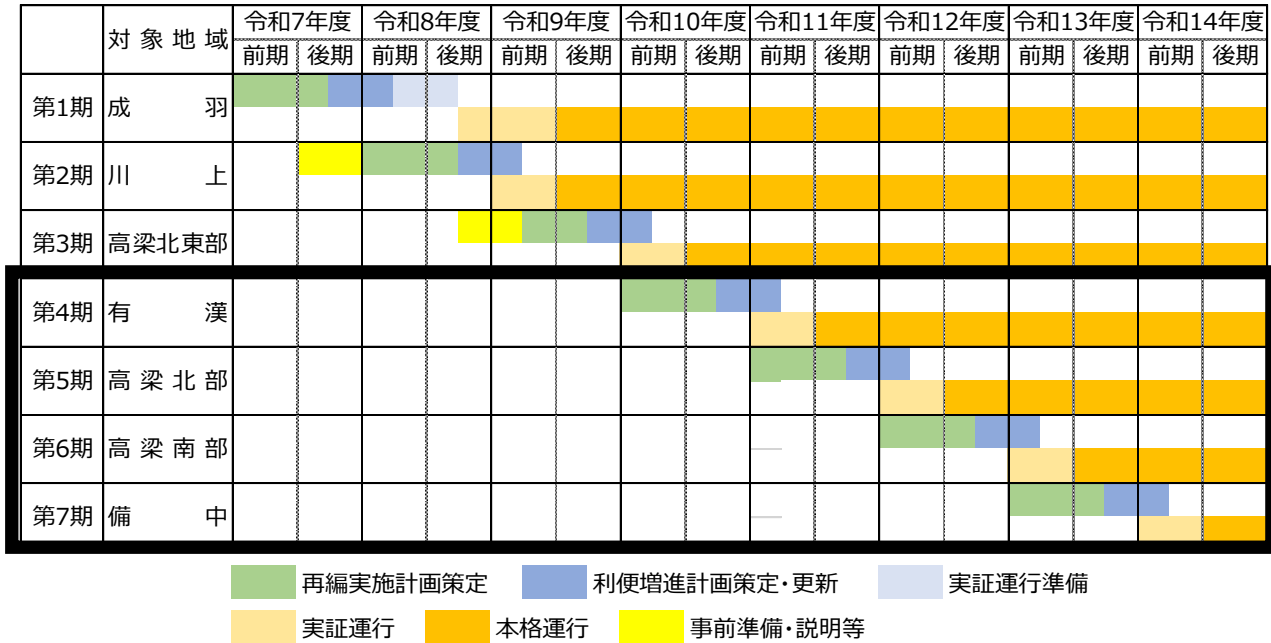
<補助率> 1/2 以内

## 2. 再編予定

生活福祉バス運行地域及び乗合タクシー未導入地域から順次再編

### ▼再編スケジュール

交通再編スケジュール



#### <備考>

- ・高梁北東部…川面町、巨瀬町、中井町
- ・高梁北部…高倉町田井・飯部、（宇治町\*成羽地域と同時に検討）等
- ・高梁南部…松原町、玉川町、津川町、落合町福地等
- ・第4期以降の再編については学校再編や事業者等との調整、また地域の要望や状況に応じて令和8年度に再設定を行う。

### 3. 令和6年度の運行・利用・収支状況について

#### (1) 生活福祉バス

地域	路線	運行日	利用者数		運行経費		運賃収入	収支率	収支率 (地域別)
			年間	1便あたり	年間	利用者1人あたり (運賃収入込)			
成羽	中野小泉線	月・金・水(奇)	475人	1.3人	2,665,394円	5,323円	136,746円	5.1%	
	中線	火・木・水(偶)	604人	0.5人	2,385,528円	3,662円	173,883円	7.3%	
	宇治線	月～金	2,614人	3.6人	2,635,951円	721円	752,534円	28.5%	
	吹屋線	月・水	171人	0.6人	4,259,200円	24,620円	49,228円	1.2%	
	計		3,864人		11,946,072円	2,804円	1,112,391円	9.3%	
川上	正寺線	毎日	495人	0.3人	3,432,077円	6,628円	151,192円	4.4%	
	光松線	毎日	88人	0.1人	3,885,370円	43,846円	26,879円	0.7%	
	高山市線	毎日	404人	0.3人	4,597,688円	11,075円	123,397円	2.7%	
	七地線	毎日	174人	0.1人	5,666,165円	32,259円	53,146円	0.9%	
	計		1,161人		17,581,300円	14,838円	354,614円	2.0%	
高梁北東部	巨瀬北部線	月	112人	1.1人	1,064,588円	8,895円	68,341円	6.4%	
	巨瀬中部線	火	220人	2.2人	1,172,489円	4,719円	134,241円	11.4%	7.0%
	巨瀬南部線	水	34人	0.3人	948,689円	27,292円	20,746円	2.2%	
	川面線②	金	309人	3.0人	1,420,289円	3,986円	188,546円	13.3%	12.2%
	川面線①	火	255人	2.5人	1,403,689円	4,894円	155,597円	11.1%	
	中井180号線	水	198人	1.9人	1,440,389円	6,665円	120,817円	8.4%	
	上野線	金	55人	0.5人	1,341,389円	23,779円	33,560円	2.5%	3.9%
	中井313号線	月	45人	0.4人	1,240,389円	26,954円	27,458円	2.2%	
	山際線	木	39人	0.4人	1,299,189円	32,702円	23,797円	1.8%	
計		1,267人		11,331,100円	8,333円	773,103円	6.8%	6.8%	

※運賃収入は路線ごとではわからないため、利用者数の割合により収支率を算出している。

※地域によって収支率に大きな差異がみられる

- ・特に「宇治線」は宇治高校の通学バスとして利用されており、生徒の利用により大きく利用者が変動する。
- ・川上地域の生活福祉バスはスクールバス混乗であるが、一般利用が少なく令和9年4月の川上中学校統合時には廃止を予定するが、スクールバスへは無償混乗ができるよう地域住民に配慮する。(教育委員会協議済)

#### (2) タクシー利用助成事業

地区	登録者数			交付枚数	利用枚数	利用率
	男性	女性	計			
高倉町飯部	4	5	9	510	400	78.4%
高倉町田井	8	24	32	2,040	1,598	78.3%
落合町福地	5	27	32	2,166	1,431	66.1%
成羽町下日名	5	17	22	1,362	943	69.2%
成羽町上日名	2	12	14	810	580	71.6%
計	24	85	109	6,888	4,952	71.9%

※事業の目的：免許を持たない高齢者等の交通弱者が、タクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び経済的負担を軽減する。

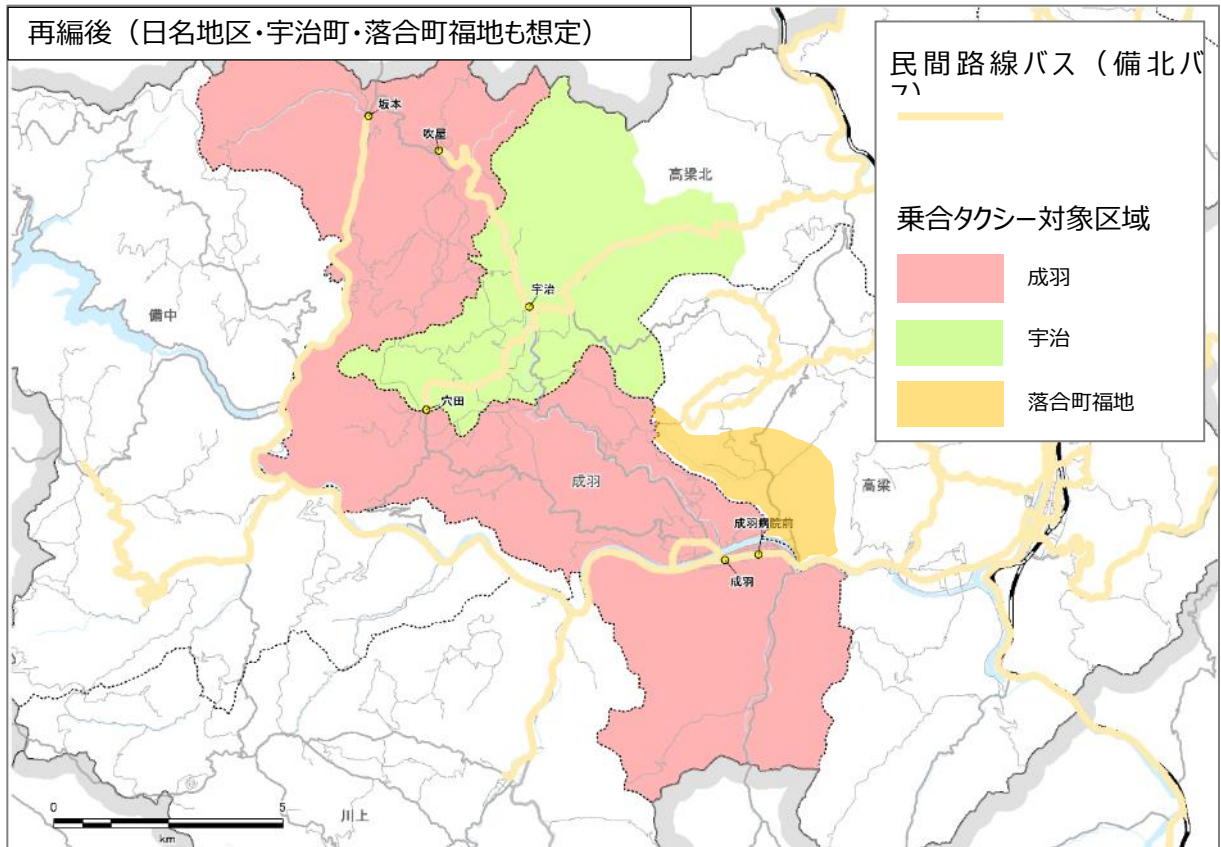
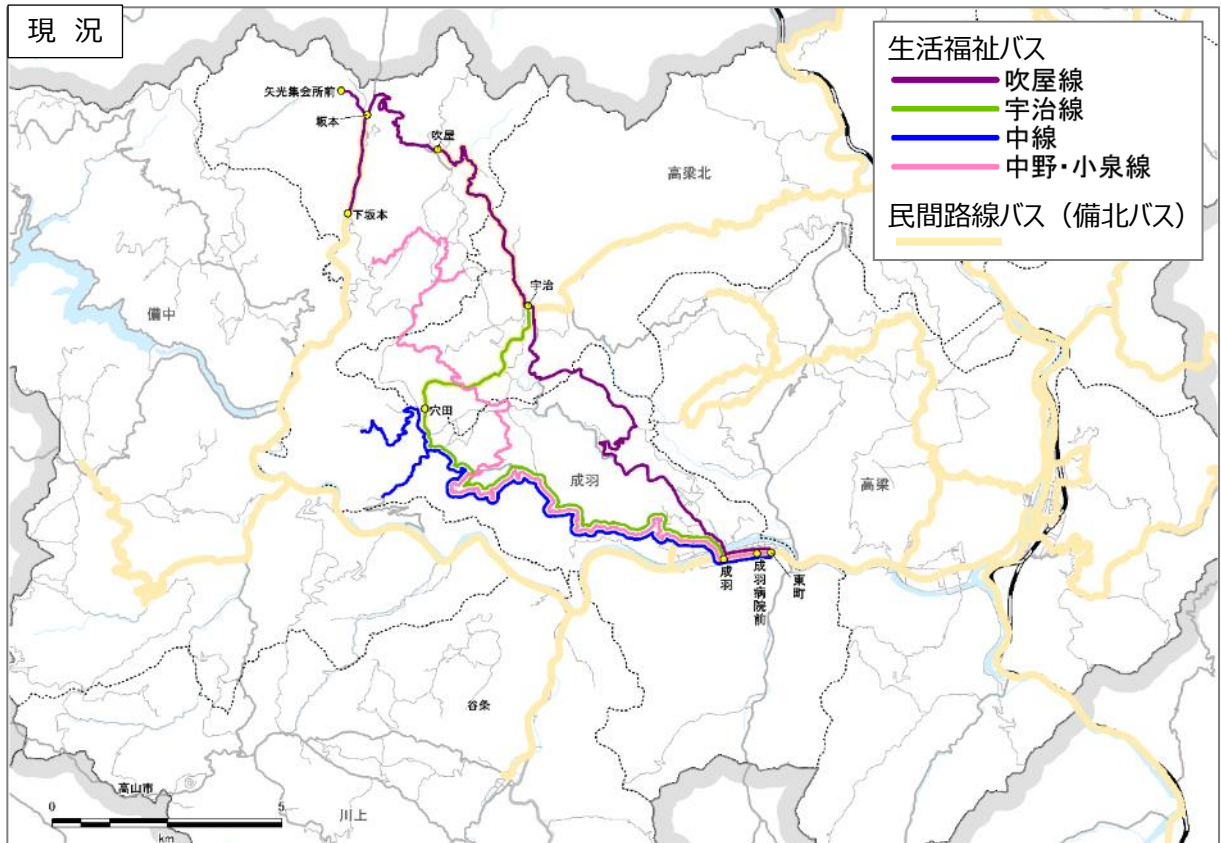
※対象地域：高倉町田井、高倉町飯部、落合町福地、成羽町下日名、成羽町上日名（交通空白地）  
対象地域に住所を有し、かつ、居住している65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 運転免許を保有していない者
- (2) 岡山県警察から運転免許証自主返納カード「おかやま愛カード」の交付を受けている者

※助成金額：助成券は1月あたり3,000円とし、最大36,000円を交付する。

#### 4. 交通再編イメージ

##### (1) 成羽地域



<再編内容>

- 1) 成羽町相坂・長地・小泉・坂本・中野・成羽・羽根・羽山・吹屋・布寄地区…「交通空白地域」であるため「交通空白」解消緊急対策事業の活用した乗合タクシーの導入を予定（落合町福地も想定）
- 2) 「要モニタリング地区」である成羽町日名地区においても導入を予定するか検討を行う。
- 3) 宇治高校の生徒についても乗合タクシーで通学が可能か検討を行う。
- 4) 本格運行に移行した場合、地域内フィーダー系統補助の活用を予定する。

<スケジュール>

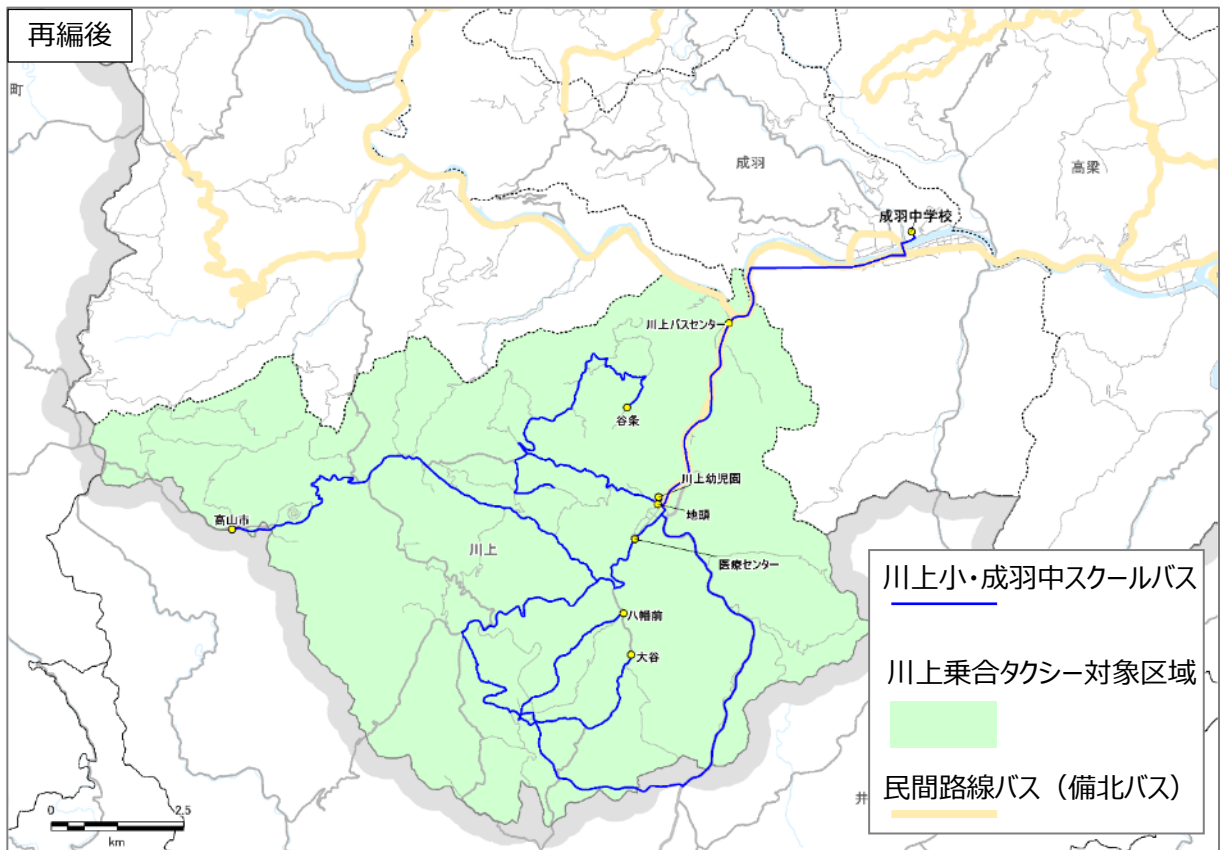
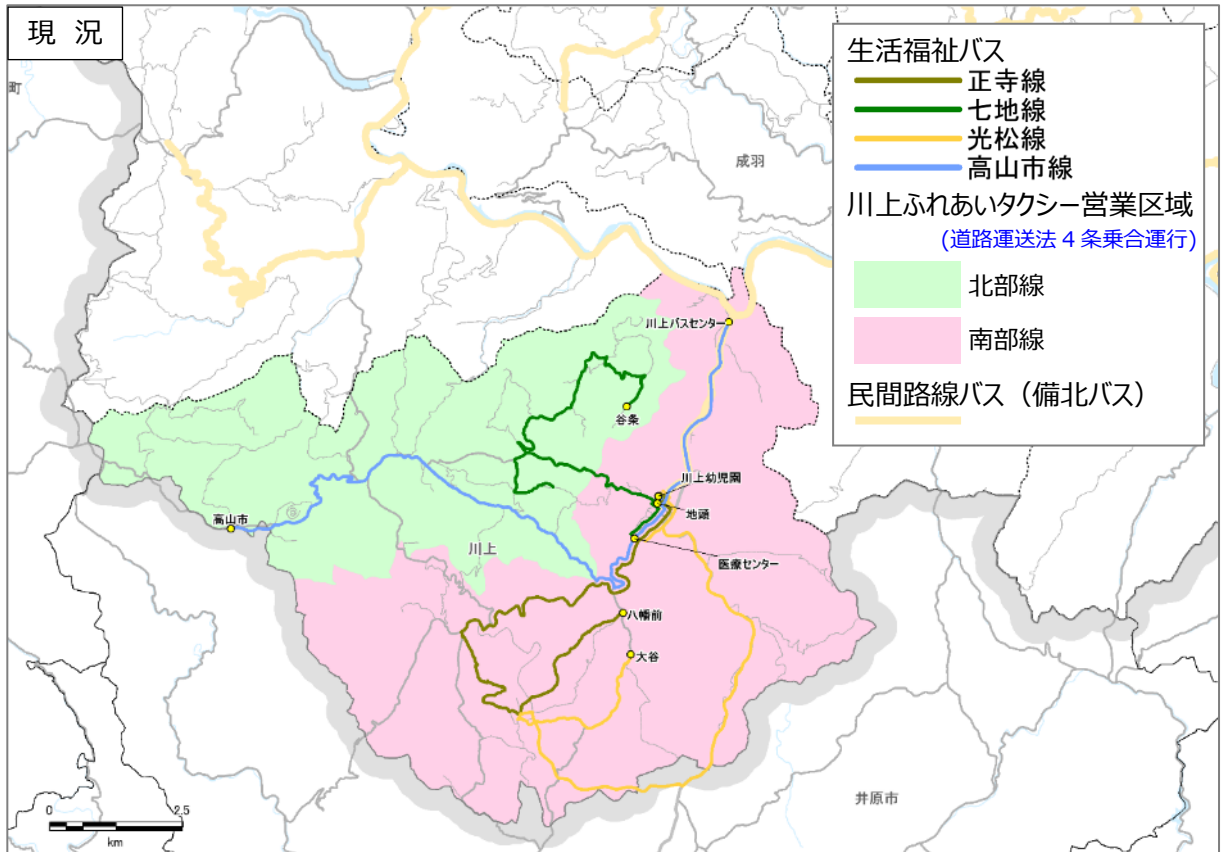
	対象地域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第1期	成羽																

時期	内容
令和7年8～9月頃	・運行事業者への説明（バス事業者・タクシー事業者）
令和7年10月頃まで	・新たな乗合タクシー導入に係る予算計上
令和7年12月頃まで	・再編実施計画策定
令和8年1～2月頃	・公共交通会議
令和8年1～3月頃	・地域への説明会（生活福祉バス廃止の説明） ・成羽町日名地区及び落合町福地地区において導入可否の調査
令和8年3月頃	・利便増進計画策定
令和8年3～4月頃	・「交通空白」解消緊急対策事業の申請
令和8年4月より	・成羽地域生活福祉バス（4月～3月）の運行（最終年度） ・宇治高校通学性の実態調査
令和8年5月頃	・「交通空白」解消緊急対策事業の交付決定
令和8年6月頃	・令和9年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画の認定申請
令和8年6～8月頃	・地域への説明会（乗合タクシー利用の説明）
令和9年1月より	・新たな乗合タクシーの実証運行開始（目安半年）
令和9年6月頃	・令和10年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画の認定申請
令和9年10月より	・令和10年度地域内フィーダー系統補助対象

<懸案事項>

- 1) 生活福祉バス（吹屋線・中野小泉線）の走行している宇治地域はエリアに含めていくか要検討。
- 2) 成羽地域の生活福祉バスは令和9年3月をもって廃止とするが、宇治線は宇治高校の生徒の利用が主であり、再編を予定する場合は運賃等の別途協議が必要。
- 3) 落合町福地地区は「交通空白地域」、成羽町日名地区は「要モニタリング地区」であり、「タクシー利用助成事業」の対象地域（P5参照）でもあるため、住民の意見（アンケート等）を踏まえ、乗合タクシーの導入の可否が必要。

(2) 川上地域



<再編内容>

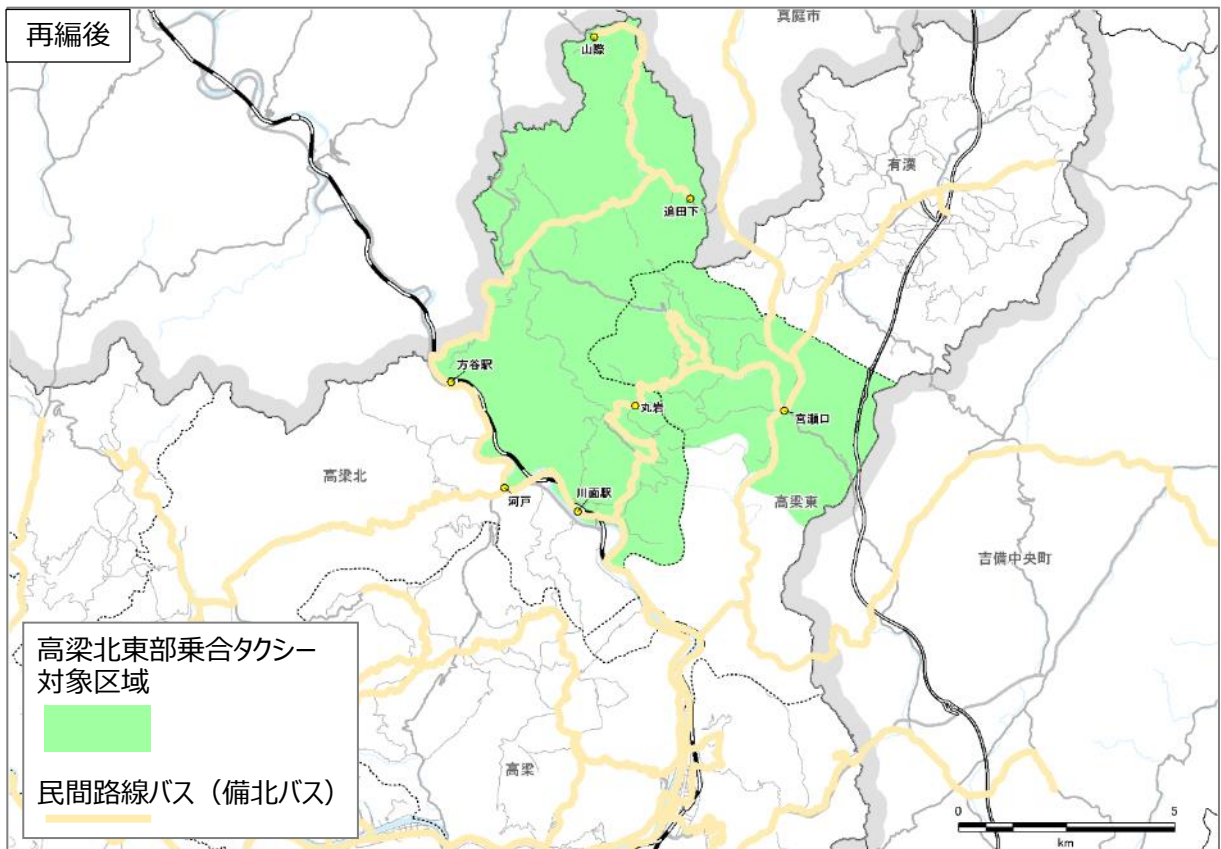
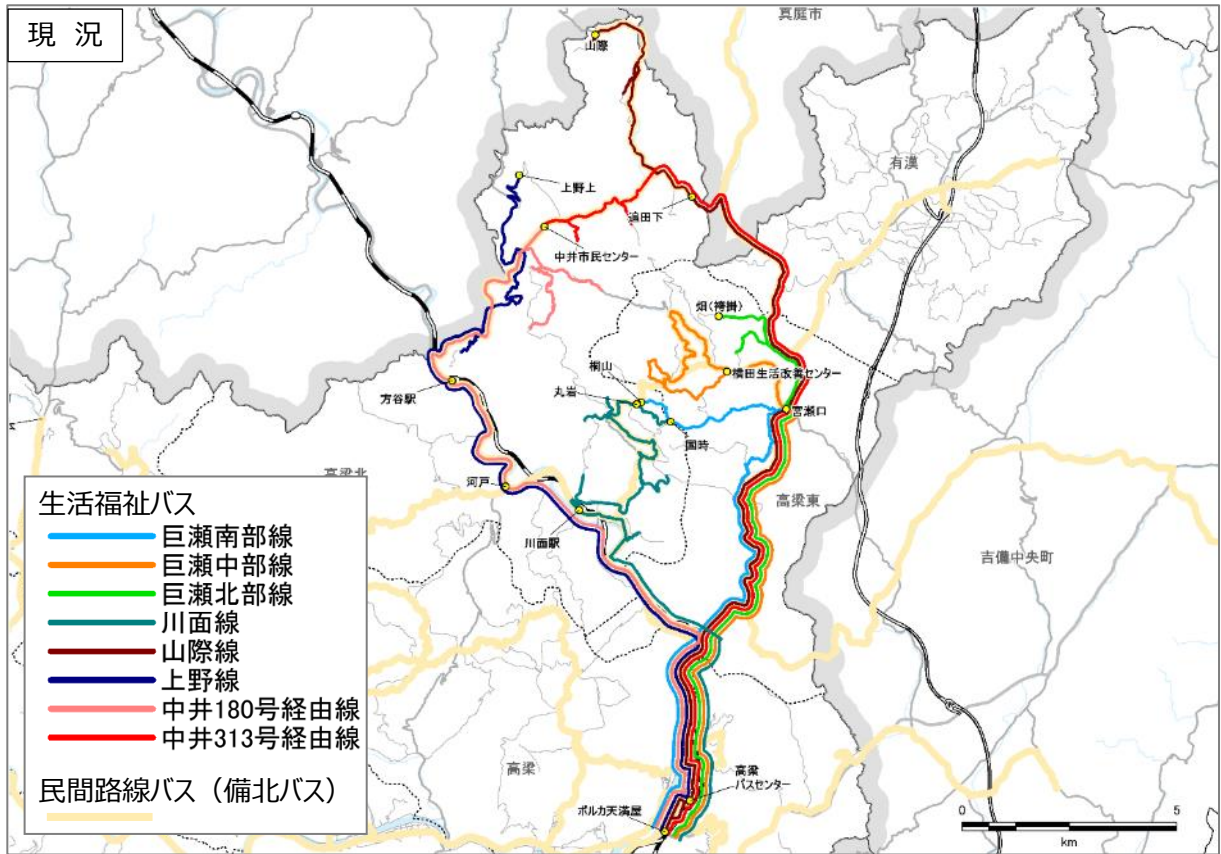
- 1) 令和9年4月より、現在利用の少ない生活福祉バスは基本的に廃止とする。
- 2) ただし、地域住民の利便性確保のため「川上ふれあいタクシー」の増便及び、スクールバスの混乗（事前登録制で無償）を予定する。

<スケジュール>

	対象地域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第2期	川上																

時期	内容
令和7年7～8月頃	・運行事業者への説明（バス事業者・タクシー事業者）
令和7年7～8月頃まで	・川上診療所への説明
令和7年7～8月頃	・川上中学校第2回再編準備委員会において通学手段の説明（協働定住課同席）
令和7年9～12月頃	・地域への説明会（生活福祉バス廃止の説明）
令和8年度中に	・再編実施計画策定、利便増進計画策定または修正
令和8年10月頃まで	・乗合タクシー増便に係る予算計上
令和9年1～2月頃	・公共交通会議
令和9年1～2月頃	・地域への説明会（乗合タクシー利用の説明）
令和9年4月より	・川上ふれあいタクシー増便、スクールバス混乗開始

(3) 高梁北東部地域



<再編内容>

- 1) 令和10年4月より高梁北中学校が有漢義務教育学校等へ統合されるため、現在利用の少ない生活福祉バスは基本的に廃止とする。
- 2) 高梁北中学校へ通学する中井地域・巨瀬地域・川面地域の4条路線バス（山際線・方谷線・八石線・丸岩線）の再編が必要となる。（高倉地域の児童生徒の登下校の考慮も）
- 3) ただし、地域住民の利便性確保のため新たな乗合タクシーの導入を予定する。

<スケジュール>

	対象地域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
第3期	高梁北東部																	

時期	内容
令和8年度中に	・運行事業者への説明（バス事業者・タクシー事業者）
令和9年1～3月頃	・地域への説明会（生活福祉バス廃止の説明）
令和9年度前期頃に	・再編実施計画策定、利便増進計画策定
令和9年10月頃まで	・新たな乗合タクシー導入に係る予算計上
令和10年1～2月頃	・公共交通会議
令和10年1～3月頃	・地域への説明会（乗合タクシー利用の説明）
令和10年4月より	・新たな乗合タクシー（4月～9月）の実証運行
令和10年6月頃	・令和11年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画の認定申請
令和10年10月より	・新たな乗合タクシーの本格運行開始 ・令和11年度地域内フィーダー系統補助対象

<懸案事項>

- 1) 当該地域は「要モニタリング地区」であるが、生活福祉バスの廃止や路線バスの再編を行うことで「交通空白地域」へ移行できるか運輸支局と協議が必要となる。
- 2) 令和10年度において「交通空白」解消緊急対策事業の補助金が継続されているか。

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和7年度）  
**「交通空白」解消緊急対策事業**

【担当部署】  
 総合政策局（地域交通課）  
 総合・自動車課（路線課）

何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します！

**補助対象事業者**

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会 ※

**補助対象経費**

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用（忌避エリア調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等）
- ②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用等）
- ③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討等）



【事業イメージ例】 以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- 公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション等
- 実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
- 実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装・ラッピング、運転者募集等
- 実証運行経費・実証運行後の利用データの分析・検証等
- 本格運行に向けた住民説明会



▲公共ライドシェアの立ち上げ（イメージ）

**補助率**

500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）

- ※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①については定額の引き上げ（上限2,000万円）
- ※一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1/2

問合せ先	各地方運輸局交通政策部交通企画課等（別紙参照）	公募期間	令和7年3月10日（月）～4月7日（月） <small>【採択時期目安 令和7年4月中旬（予定）（別紙参照）】</small> <small>※ 既存路線の停止・廃止等に伴って代替交通の導入であって、かつ緊急的な取組の要件が高いものに限り、先んじて採択を行う場合がある</small>
------	-------------------------	------	--

**地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）** 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

**補助内容**

○ 補助対象事業者  
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会  
※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費  
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

経常費用	補助対象経費	
	↓	欠損
	↑	経常収益

○ 補助率  
1/2以内

○ 主な補助要件  
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、  
 ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、  
 自家用有償旅客運送者による運行であること  
 ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること  
 ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること  
 ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること  
 ・経常赤字であること

**補助対象システムのイメージ**



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外  
 ※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域  
 ※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業者による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

# 利便増進実施計画に対する重点的な支援 【予算上の措置】

## 【地域間幹線系統補助】

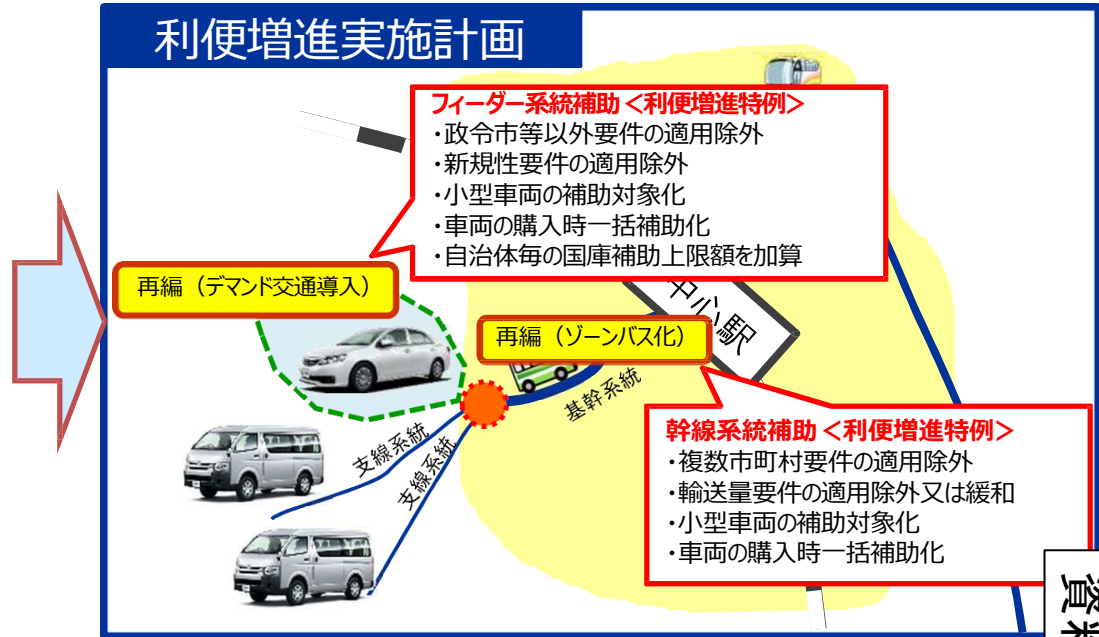
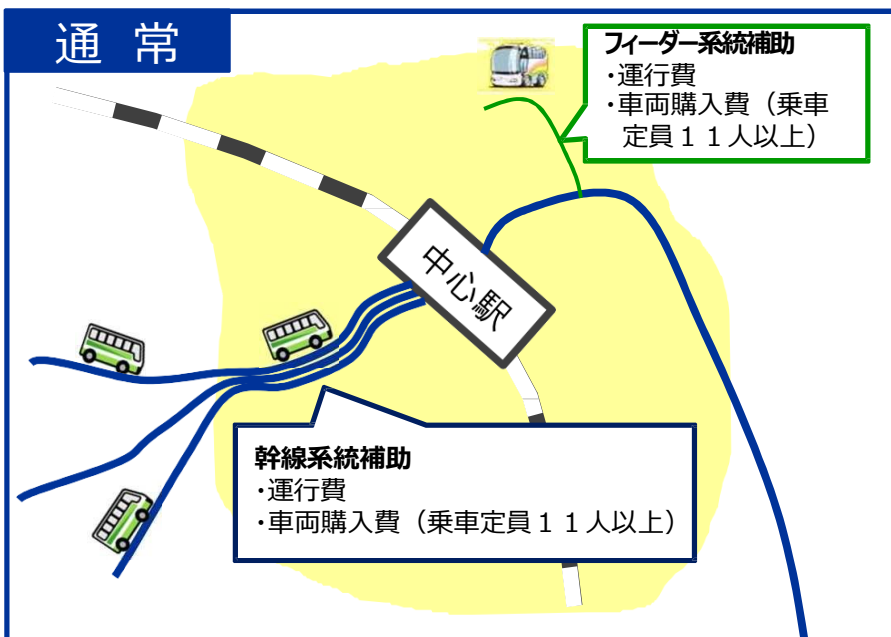
- ・基幹系統と支線系統の分割により、補助要件を満たさなくなる系統を補助対象化（複数市町村要件、輸送量要件（15人／日）の適用除外）
- ・上記以外の系統について輸送量要件を緩和（15人／日→3人／日）
- ・ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両（乗車定員7～10人）を補助対象化

## 【地域内フィーダー系統補助】

- ・政令市、中核市、特別区の区域内の運行系統についても補助対象化（政令市等以外要件の適用除外）
- ・従前から運行している系統についても補助対象化（新規性要件の適用除外）
- ・ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両（乗車定員7～10人）を補助対象化
- ・自治体毎の国庫補助上限額を加算

## 【共通】

- ・バス会社の資金繰りや金融費用削減のため、車両の購入時一括補助化



※「ゾーンバス化」：運行地域のバス交通拠点（乗継ポイント）を設定。  
乗継ポイントを起点に中心部までの「基幹系統」、周辺地域までの「支線系統」に役割分担

# 成羽地域公共交通再編に向けた実証運行計画（案）

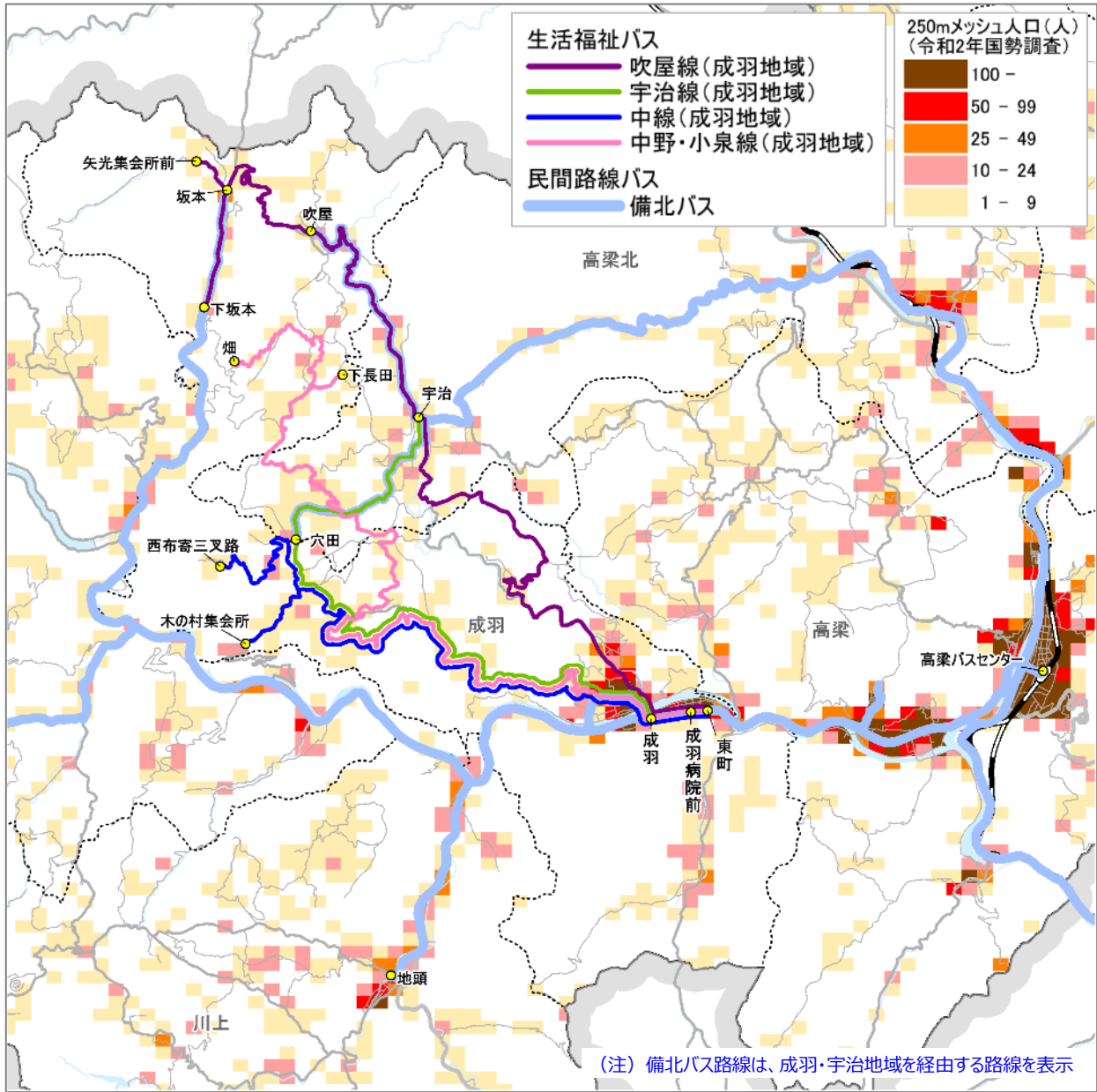
令和8年2月  
高 梁 市

# 目次

1. 地域公共交通の現況.....	1
1-1 地域公共交通網 .....	1
1-2 路線バス運行・利用状況 .....	2
2. 実証運行計画.....	2
2-1 計画概要 .....	2
2-2 (仮称) 成羽乗合タクシー .....	4
(1) 対象区域.....	4
(2) 利用対象者 .....	4
(3) 利用区間・指定乗降場所.....	4
(4) 運行日・運行時間 .....	6
(5) 利用予約.....	6
(6) 運賃.....	6
(7) その他.....	6

# 1. 地域公共交通の現況

## 1-1 地域公共交通網



▲成羽地域公共交通網

## 1-2 路線バス運行・利用状況

### ▼成羽生活福祉バス運行・利用状況（令和6年度）

系統	起点	主な経由地	終点	運行日	日運行回数	平均利用者数/便
吹屋	下坂本	宇治	東町	月、水	1.5回	0.6人
宇治	成羽バスセンター	東	宇治	月～金	1.5回	3.6人
中	西布寄三叉路	成羽バスセンター	東町	火、木、第2・4水	0.5回	0.5人
中	西布寄三叉路	成羽バスセンター	成羽病院	火、木、第2・4水	1.0回	
中野・小泉	下長田	成羽バスセンター	東町	第1・3・5水、金	0.5回	1.3人
中野・小泉	下長田	畑	東町	月	0.5回	
中野・小泉	下長田	成羽バスセンター	成羽病院	第1・3・5水、金	1.0回	
中野・小泉	下長田	畑	成羽病院	月	1.0回	

### ▼成羽・宇治地域備北バス運行状況

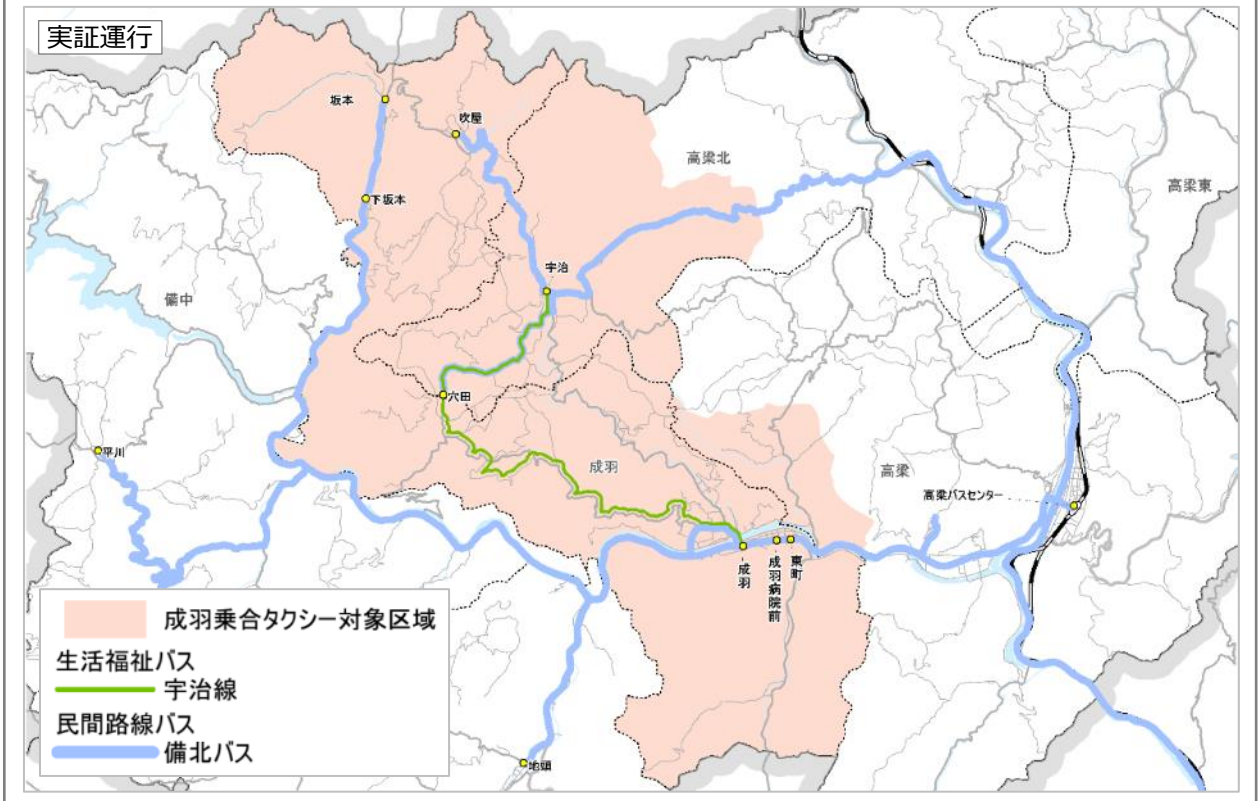
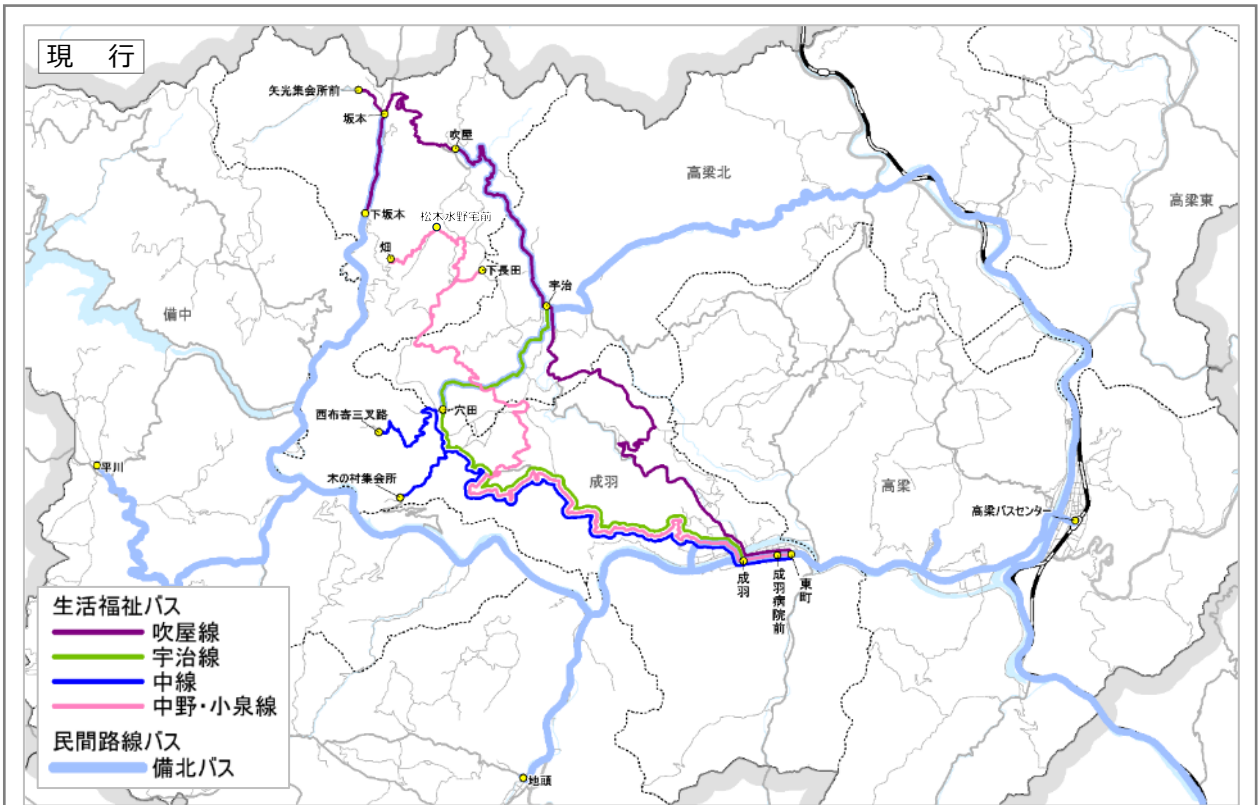
系統	起点	主な経由地	終点	運行日	日運行回数 <sup>※</sup>
地頭	地頭	古町	高梁駅	毎日	13.0回
成羽	成羽	県民局	高梁駅	毎日	2.5回
平川	平川	古町	高梁駅	毎日	2.0回
川合	川合	成羽	高梁駅	毎日	5.0回
坂本	坂本	成羽	高梁駅	毎日	3.5回
岡山	地頭	古町	岡山	毎日	3.0回
吹屋	吹屋	川面	高梁駅	毎日	3.5回
穴田	穴田	川面	高梁駅	毎日	1.0回
穴田	穴田	笹尾	高梁駅	毎日	1.0回
穴田	宇治	ヒキ谷	穴田	登校日	1.0回

※日運行回数：平日

## 2. 実証運行計画

### 2-1 計画概要

- 成羽町全域および宇治町全域・落合町福地に自宅送迎を基本とした乗合タクシーを導入（予約型区域運行）
- 乗合タクシーの導入に合わせて成羽地域の生活福祉バス（宇治線を除く）を**廃止**  
**<宇治線の今後の予定>**  
 運行日：宇治高校の登校日のみ運行（祝日・振替休日、春・夏・冬の長期休業期間は運休）  
 下校便：2便から1便に減便し、宇治高校の下校時刻に合わせて運行
- **実証**運行期間：令和9年1月12日（火）～令和9年3月31日（水）
- 本格運行開始：令和9年4月1日（木）～



▲実証運行イメージ

## 2-2 (仮称) 成羽乗合タクシー

### (1) 対象区域

成羽町全域、宇治町全域、落合町福地

### (2) 利用対象者

高梁市民

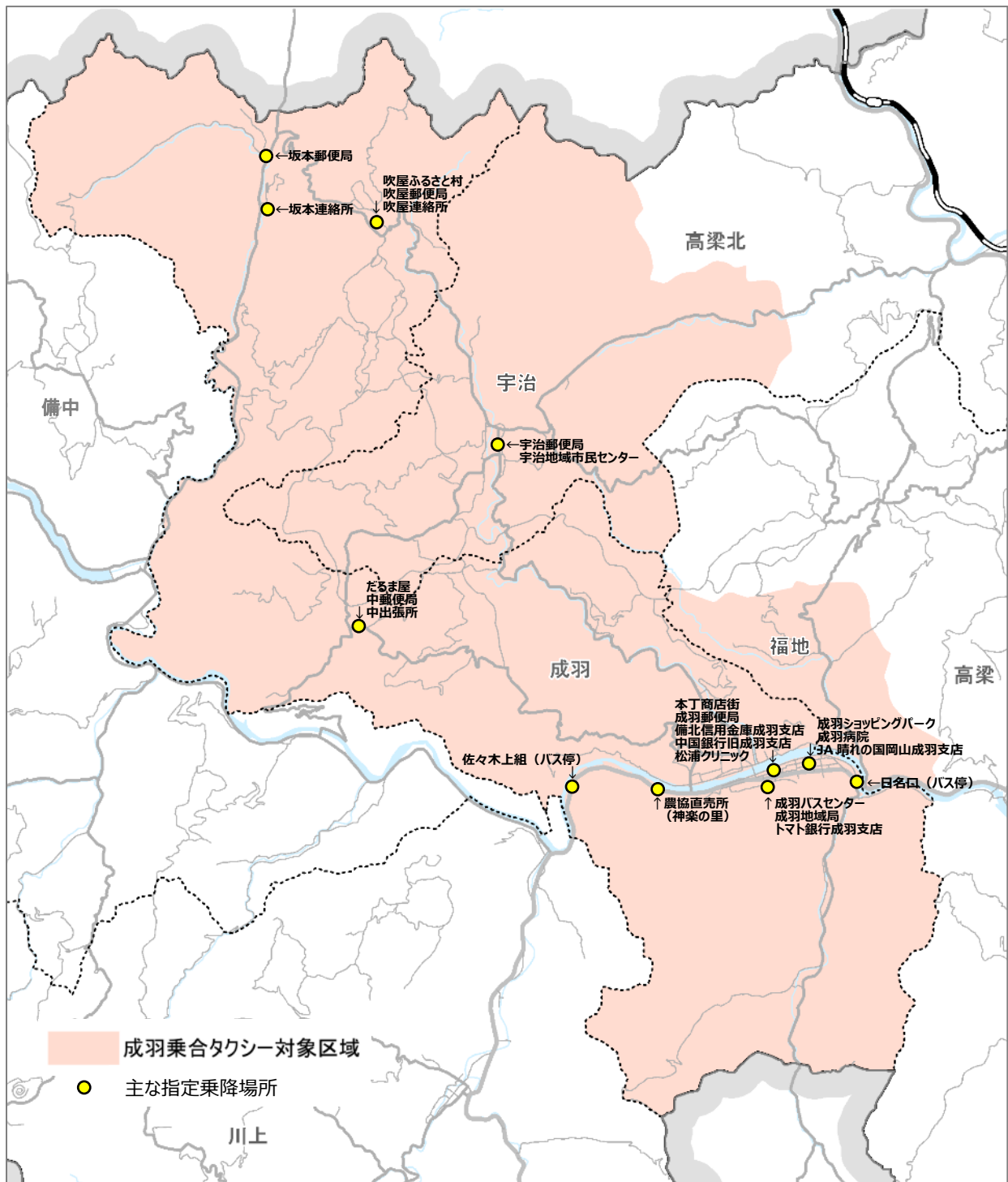
### (3) 利用区間・指定乗降場所

#### ①利用区間

自宅（付近）⇔指定乗降場所

#### ②指定乗降場所

医療機関	成羽：成羽病院、松浦クリニック
商業施設	成羽：成羽ショッピングパーク、本丁商店街、セブンイレブン（東町）、農協直売所（神楽の里） 中・布寄：布寄直売所、だるま屋
金融機関	成羽：トマト銀行成羽支店、JA 晴れの国岡山成羽支店、成羽郵便局、中国銀行旧成羽支店 備北信用金庫成羽支店 中・布寄：中郵便局 吹屋：吹屋郵便局 坂本：坂本郵便局 宇治：宇治郵便局
バス停留所	成羽：日名口、東町、稲荷口、中銀前、成羽バスセンター、古町、住電前、八幡様前、佐原、 荒神谷、佐々木下、佐々木、佐々木上組
公共施設	成羽：成羽地域局、成美コミュニティ 中・布寄：小泉老人憩の家、中連絡所 吹屋：吹屋連絡所、中野生活改善センター 坂本：坂本連絡所 宇治：宇治地域市民センター
教区機関	成羽：成羽中学校、成羽小学校、成羽こども園
福祉施設	成羽：成羽デイサービスセンター、成羽福祉センター
スポーツ レジャー施設	成羽：なりわ運動公園、成羽武道館、成羽体育館、ミニスポーツセンター、成羽美術館 中・布寄：中ふれあい広場、夫婦岩 吹屋：吹屋ふるさと村、笹畝坑道、広兼邸



▲（仮称）成羽乗合タクシー対象区域と主な指定乗降場所

#### (4) 運行日・運行時間

運行日	運行時間
月～金曜日 (当日が祝日・振替休日及び12/29～1/3は運休)	9:00～16:00

- 運行ダイヤ（時刻表）なし。
- 運行ダイヤはないが、同一時間帯に同一方向の利用申し込みがあれば、乗り合って利用し、限られた車両での効率的運行により、利用者の迎車待ち時間の短縮を図る。
- 乗合になる場合、目的地への到着時刻がやや遅れることになるが、列車やバスへの乗り継ぎ利用など目的地への到着時刻の制約がある場合は、優先的に送迎。

(注1) 車両の運行・予約状況により、送迎時刻は希望送迎時刻を0～30分程度前後する。

#### (5) 利用予約

利用にあたっては、予約を必須とする。

- 受付期間：利用日の前日（土日祝日を含む）まで
- 受付時間：9:00～17:00

#### (6) 運賃

1人1乗車：一律800円（高校生以下は300円）

※保護者同伴の未就学児は、保護者1人につき未就学児1人無料

#### (7) その他

- ①事業主体：高梁市
- ②運行形態：自家用有償旅客運送
- ③運行主体：成羽地域を運行するバス・タクシー事業者を予定
- ④運行車両：市所有車両、運行主体となる交通事業者（主にタクシー事業者）の車両

# 高梁市地域公共交通利便増進実施計画 (素案)

令和8年1月

高 梁 市

## 目次

1. 計画概要 .....	1
1-1 計画の目的 .....	1
1-2 計画の区域 .....	1
1-3 計画の期間 .....	1
2. 事業内容・実施主体.....	2
2-1 実施する事業の概要 .....	2
2-2 系統別事業内容・実施主体.....	3
(1) 路線定期運行 .....	3
(2) デマンド型区域運行.....	4
2-3 系統図.....	5
2-4 路線図.....	6
(1) 路線定期運行 .....	6
(2) 区域運行.....	7
2-5 運賃 .....	8
(1) 成羽乗合タクシー .....	8
(2) 生活福祉バス宇治線.....	8
3. 高梁市による支援の内容 .....	8
3-1 地域公共交通の確保・維持に係る経費の支援 .....	8
3-2 利用促進.....	8
4. 事業実施に必要な資金の額・調達方法.....	8
5. 事業の効果 .....	9
6. 関連事業 .....	10
6-1 公共ライドシェア事業化可能性調査 .....	10
6-2 路線バスの再編.....	10
7. 高梁市地域公共交通再編スケジュール .....	11

# 1. 計画概要

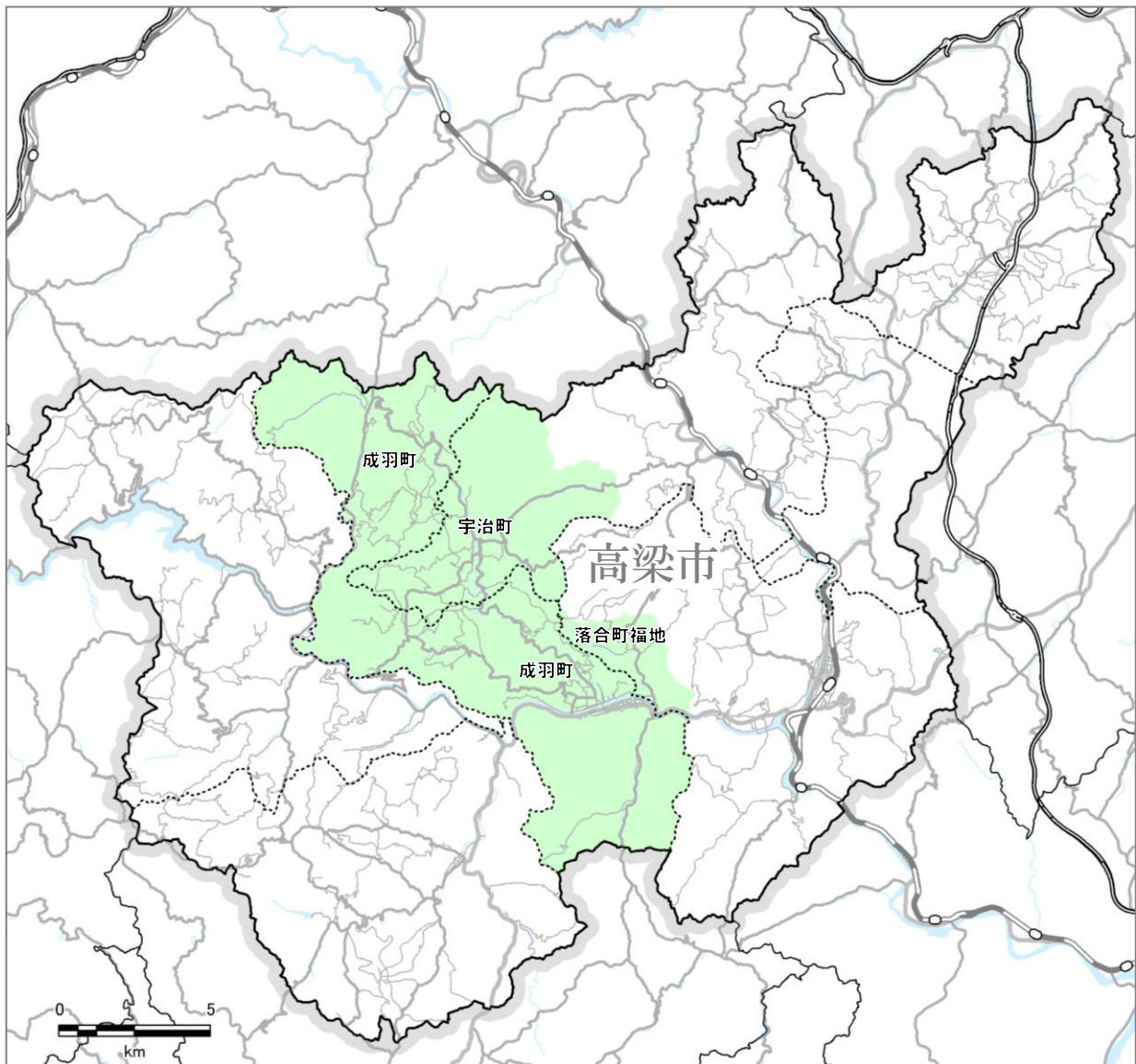
## 1-1 計画の目的

本市では、住民の日常生活の移動手段である公共交通を将来的にも確保・維持するとともに、市全体の将来像の実現に資する公共交通ネットワークを構築するため、マスタープランとして「高梁市地域公共交通計画」（以下「交通計画」という）を令和7年3月に策定しました。

これに合わせて交通計画を具現化し、住民の移動ニーズを踏まえつつ、需給バランスの取れた効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、公共交通の具体的な再編・見直しの内容等を示す「地域公共交通利便増進実施計画」を策定します。

## 1-2 計画の区域

成羽町全域、宇治町全域、落合町福地



▲計画区域図

## 1-3 計画の期間

令和9年4月～令和13年9月

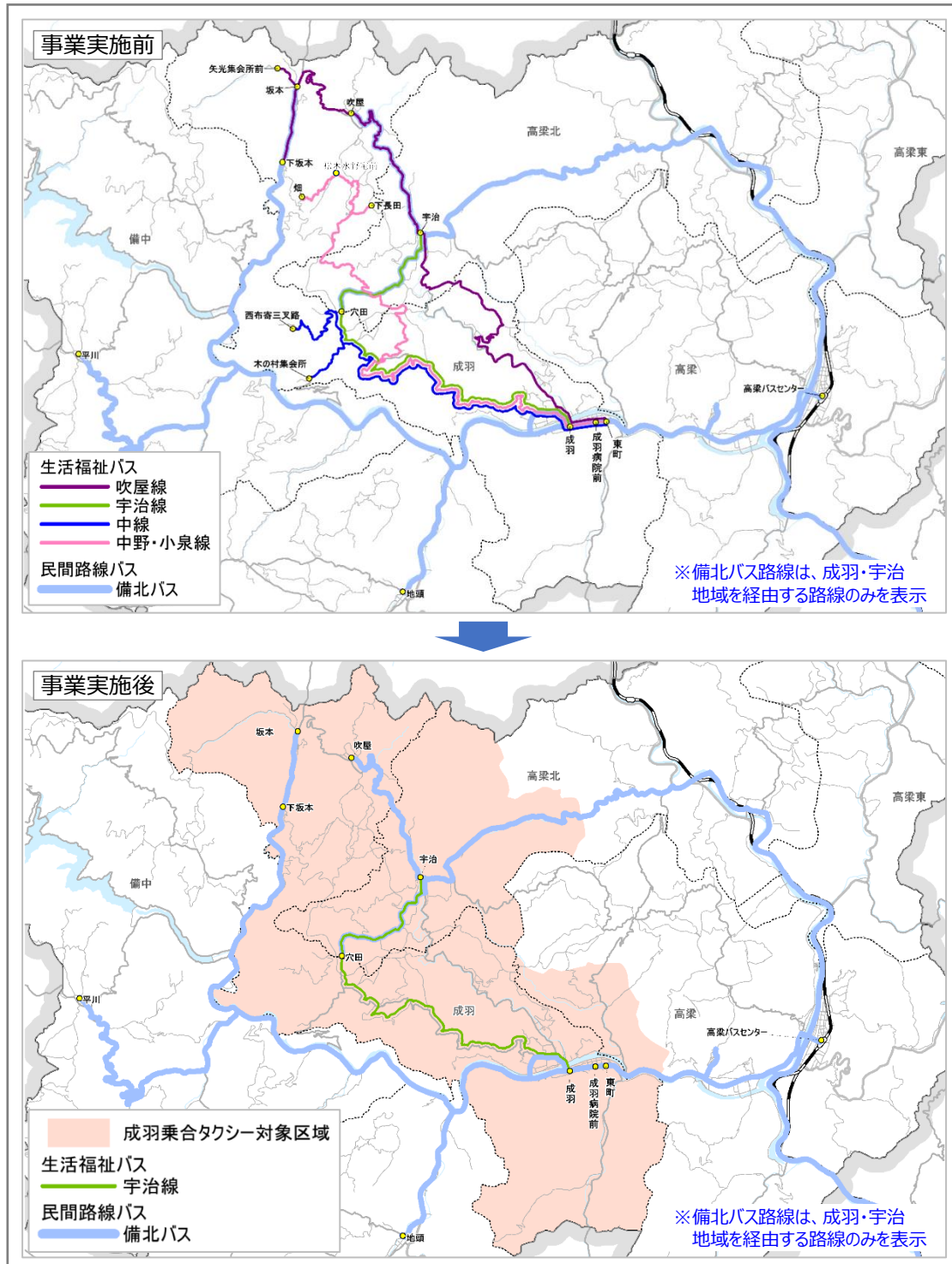
## 2. 事業内容・実施主体

### 2-1 実施する事業の概要

- 成羽町全域および宇治町全域・落合町福地に自宅送迎を基本とした乗合タクシーを導入（デマンド型区域運行）します。
- 乗合タクシーの導入に合わせて成羽地域の生活福祉バス（宇治線を除く）を廃止します。
- 乗合タクシーの導入に合わせて宇治線は減便

運行日：宇治高校の登校日のみ運行（祝日・振替休日、春・夏・冬の長期休業期間は運休）

下校便：基本的に1便とし、宇治高校の下校時刻に合わせて運行



▲事業実施前後の全体像

## 2-2 系統別事業内容・実施主体

### (1) 路線定期運行

成羽生活福祉バス

系統	項目	旧	新	
吹屋線	事業内容	系統廃止		
	起 点	下坂本	—	
	経 由 地	宇治	—	
	終 点	東町	—	
	キ 口 程	31.0	—	
	運行回数	月・水	1.5	—
		※月・水曜日が祝日・振替休日の場合も運行		
	実施主体	高梁市	—	
運行委託事業者	備北バス株式会社	—		
中野小泉線	事業内容	系統廃止		
	起 点	松木水野宅前	—	
	経 由 地	下長田	—	
	終 点	東町	—	
	キ 口 程	27.7	—	
	運行回数	月・金	1.5	—
		第1・3・5水	1.5	—
		※月・金、第1・3・5水曜日が祝日・振替休日の場合も運行		
実施主体	高梁市	—		
運行委託事業者	備北バス株式会社	—		
中線	事業内容	系統廃止		
	起 点	西布寄三叉路	—	
	経 由 地	中生活改善センター	—	
	終 点	東町	—	
	キ 口 程	19.8	—	
	運行回数	火・木	1.5	—
		第2・4水	4.0	—
		※火・木、第2・4水曜日が祝日・振替休日の場合も運行		
実施主体	高梁市	—		
運行委託事業者	備北バス株式会社	—		
宇治線	事業内容	成羽乗合タクシーの運行に合わせて減便（運行回数・運行日数削減）		
	起 点	宇治	宇治	
	経 由 地	中村	中村	
	終 点	成羽	成羽バスセンター	
	キ 口 程	16.0	16.0	
	運行回数	月～金	1.5	1.0
		※月～金曜日が祝日・振替休日の場合も運行		※宇治高校登校日のみ運行
	実施主体	高梁市	高梁市	
運行委託事業者	備北バス株式会社			

## (2) デマンド型区域運行

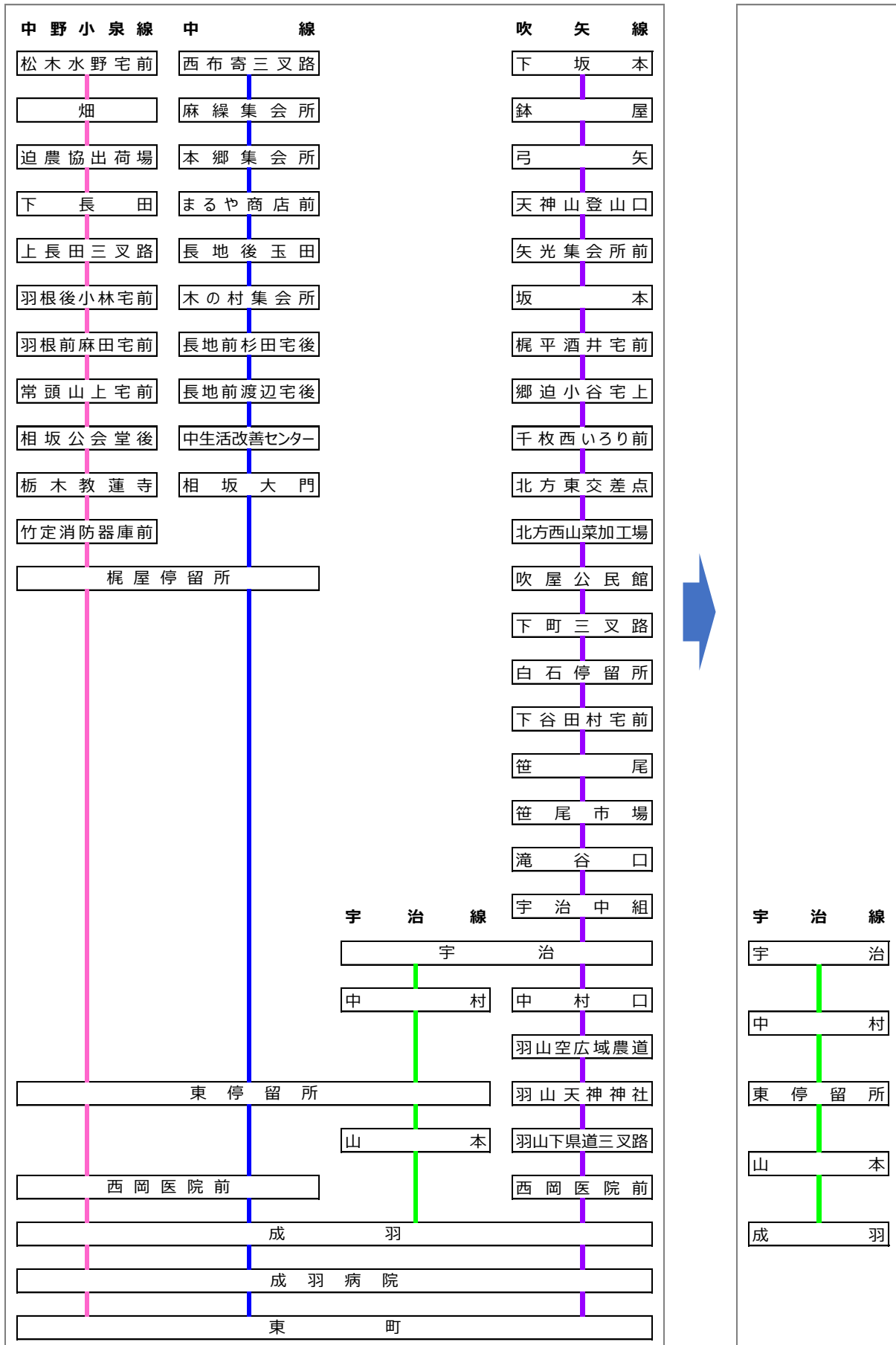
(仮称) 成羽乗合タクシー

系統	項 目	旧	新	
(仮称) 成羽乗合 タクシー	事 業 内 容	系統新設		
	対 象 区 域	—	成羽町全域、宇治町全域、落合町福地	
	起 点	—	成羽町坂本・上日名、宇治町、落合町福地	
	終 点	—	成羽バスセンター	
	運 行 時間帯	平 日	—	9 : 00 ~ 16 : 00
		土・日・祝日	—	—
	予 約 受 付 時 間	—	9 : 00 ~ 17 : 00	
	予 約 締 切	—	利用日の前日	
	実 施 主 体	—	高梁市	
	運 行 委 託 事 業 者		—	
		—		
		—		

2-3 系統図

【旧】

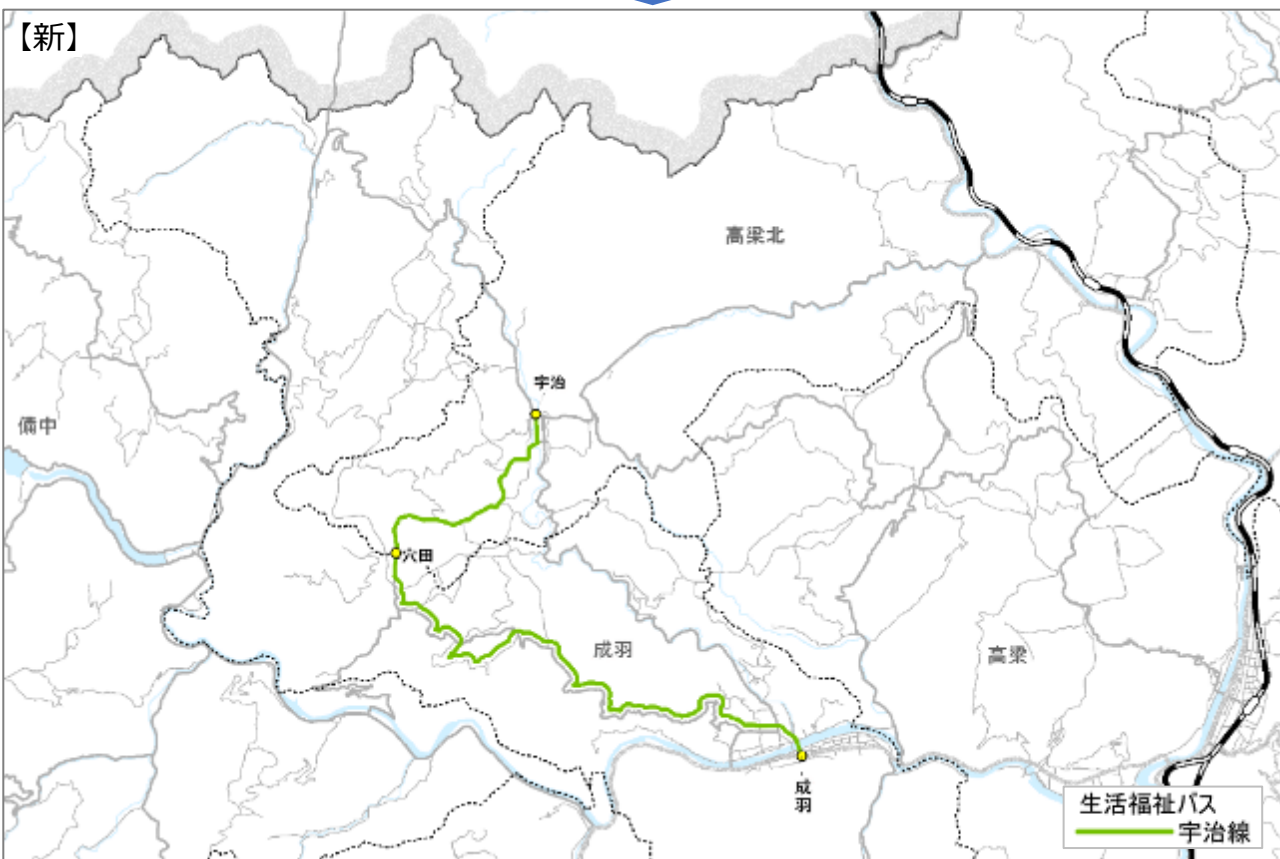
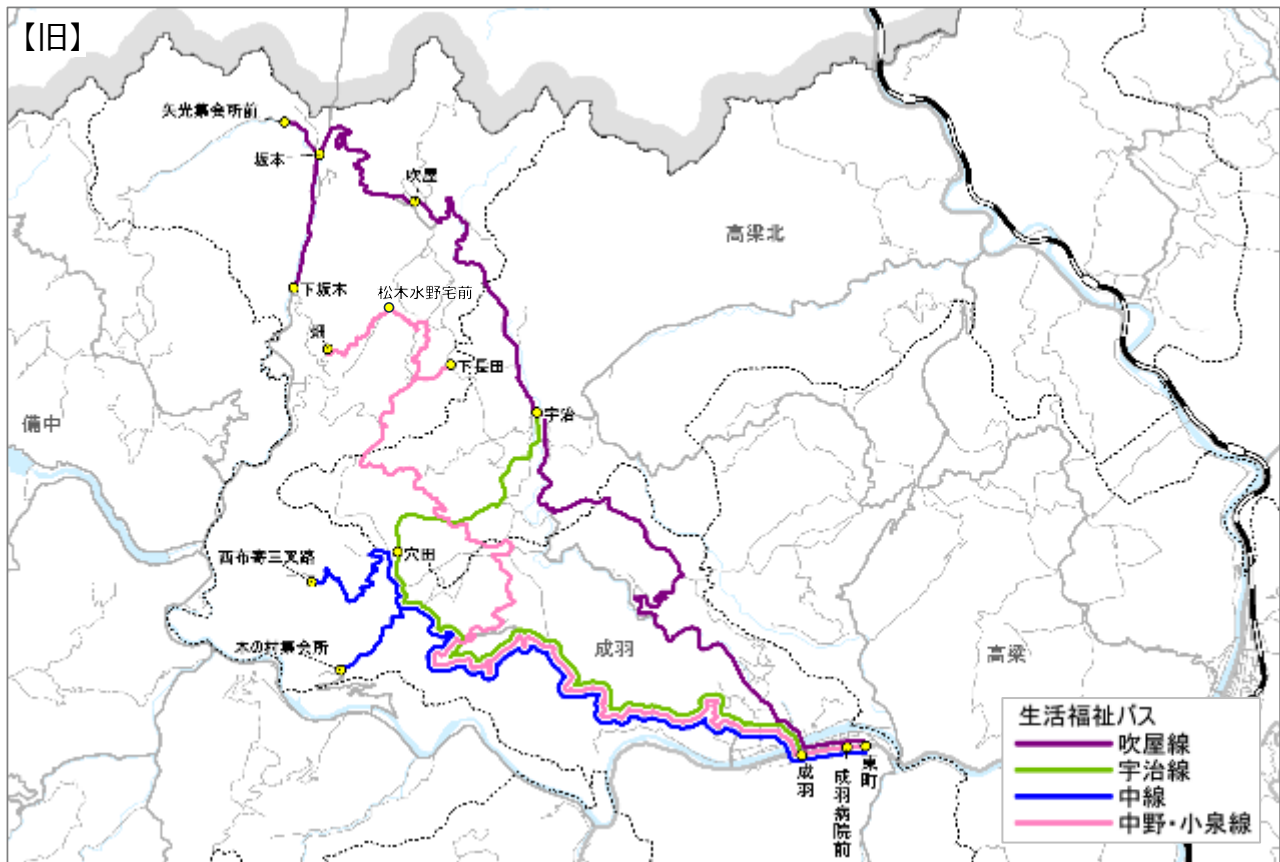
【新】



## 2-4 路線図

### (1) 路線定期運行

生活福祉バス



## (2) 区域運行

(仮称) 成羽乗合タクシー



## 2-5 運賃

### (1) (仮称) 成羽乗合タクシー

1人1乗車：一律800円（高校生以下は300円）

※保護者同伴の未就学児は、保護者1人につき未就学児1人無料

### (2) 生活福祉バス宇治線

1人1乗車：一律300円（満1歳以上13歳未満は150円）

※1歳未満無料、及び保護者同伴の未就学児は、保護者1人につき未就学児1人無料

## 3. 高梁市による支援の内容

### 3-1 地域公共交通の確保・維持に係る経費の支援

地域公共交通を確保・維持していくため、交通事業者に対して運行に係る経費を支援します。

### 3-2 利用促進

- 地域公共交通利便増進事業の実施に当たって、住民説明会及びCATV・市広報紙・ホームページ等による広報活動により周知徹底を図ります。
- 各公共交通機関のダイヤ、運賃等を網羅的に掲載した公共交通マップを作成・配布します。

## 4. 事業実施に必要な資金の額・調達方法

単位：千円

事業	総事業費	内訳	調達方法	
成羽地域再編	67,698	令和9年度（令和9年4月～令和9年9月）		
		7,522	800	運賃収入
			204	フィーダー補助(国)
				岡山県補助
			6,518	高梁市補助
		令和10年度～13年度（令和9年10月～13年9月）		
		60,176	6,400	運賃収入
			1,636	フィーダー補助(国)
	岡山県補助			
52,140	高梁市補助			

(注) 本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達されない場合があり得る。その場合の調整については、高梁市が行う。

## 5. 事業の効果

事業	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
<p>(仮称) 成羽乗合タクシーの導入</p> <p>乗合タクシーの導入に合わせた生活福祉バスの削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象地域の交通空白地域の解消</li> <li>●自宅送迎による潜在需要の掘起し 成羽乗合タクシー対象区域は、中山間地域にあり、直線距離ではバス路線に近くても高低差の関係（長い路程距離と急こう配）から路線バスを利用したくても利用出来ない住民も多い。そのため、自宅送迎を基本とした区域運行により、新たな移動需要の掘起しが期待される。</li> <li>●デマンド運行による利便性向上 事前予約などの制約はあるが、運行時間帯であれば、外出先での予定（到着時刻、所要時間等）に合わせた利用が可能となり、利用者の利便性が向上。</li> <li>●利用機会の拡大と市中心市街地へのアクセス性向上 生活福祉バスから成羽乗合タクシーへの転換により運行日が倍増するとともに、定時運行でなくなるため、利用機会が大幅に増える。 また、成羽町と市中心市街地を結ぶ国道313号は、備北バス6系統（29回 / 日）運行している。そのため、成羽乗合タクシーによる利用機会の拡大は、市中心市街地へのアクセス性向上につながる。</li> <li>●収支率の改善 廃止を予定する生活福祉バス3系統（吹屋線、中野小泉線、中線）収支率は4.0%である。（宇治線を含めた4系統の収支率は8.7%） これらの生活福祉バス利用者が乗合タクシーを利用した場合、実績払い方式による運行経費の低減と運賃の値上げにより、収支率は12.4%に改善すると試算される。 (添付資料「効率性判断表」参照)</li> </ul>	<p>基本目標 1. 地域とともに育む地域公共交通</p> <p>事業 1-1 乗合タクシーの拡充</p> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運行区域の拡大</li> <li>• 曜日運行の生活福祉バスの廃止</li> <li>• タクシーと乗合タクシーの併用運行へ転換</li> </ul>

事業	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
乗合タクシーの導入に合わせた生活福祉バスの削減	<p>● 宇治線通学利用者の利便性向上</p> <p>宇治線の利用者のほとんどは、宇治高校生である。</p> <p>(仮称) 成羽乗合タクシーの導入に合わせて宇治線の運行日を宇治高校の登校日のみ運行(祝日・振替休日、春・夏・冬の長期休業期間は運休)とするとともに、下校便を宇治高校の下校時刻に合わせて運行(実質的なスクールバス化)することによって、同校通学利用者の利便性が向上。</p>	<p>基本目標 2. 持続可能な地域公共交通</p> <p>事業 2-1 路線バスの見直し</p>

## 6. 関連事業

### 6-1 公共ライドシェア事業化可能性調査

- デマンド型乗合タクシーの補完を前提に乗合タクシー運行委託事業者と公共ライドシェアに関する必要条件(運転者講習・各種保険・管理運営方法・責任分担・リスク管理等)や対象とする地域・利用範囲について協議し、整理します。
- 必要条件を満たすための初期費用、運営費用を試算し、乗合タクシー運行委託事業者と役割・費用・責任分担を踏まえてライドシェア管理運営委託費、ライドシェアドライバー報酬等を協議し、整理します。
- 想定する対象地域において、ライドシェアドライバー・車両に関する具体的な設定条件(案)を提示したヒアリング調査・アンケート調査を実施し、事業の要となるドライバー確保の可能性を探り、乗合タクシー乗務員が不足する、または不足が予想される地域において、住民説明会を実施し、ライドシェアドライバーの募集を想定します。

### 6-2 路線バスの再編

- 生活福祉バスは、バス事業者へ運行を委託しています。そのため、民間路線バスと生活福祉バスを一体的に捉え、乗務員不足の解消、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制に向けて、バス事業者と調整を図りながら路線を再編します。
- 乗合タクシーの拡充に伴い、路線バスの通院・買い物利用の多くは、乗合タクシーで補完できます。そのため、路線バスは主に通勤・通学利用を対象に、利用実態を詳細に把握した上で、利便性を考慮して再編を進めます。
- 生活福祉バスのうち、川上地域と成羽地域の宇治線は通学利用がほとんどを占めています。また、民間路線バスにおいても通学利用がほとんどを占める路線がいくつかあります。通学利用者の利便性の向上及び効率的運行の観点から運行事業者、教育委員会、小中学校と調整を図りながら民間路線バスを登下校で活用できるよう検討します。

## 7. 高梁市地域公共交通再編スケジュール

生活福祉バス運行地域及び乗合タクシー未導入地域から順次交通再編を進めるとともに、順次利便増進計画の更新を行います。

▼高梁市地域公共交通再編スケジュール

期	地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第1期	成羽	■	■						
第2期	川上		■	■					
第3期	高梁北東部		■	■					
第4期	有漢			■	■				
第5期	高梁北部				■	■			
第6期	高梁南部					■	■		
第7期	備中						■	■	

実証運行計画策定
  利便増進計画策定・更新
  実証運行準備

事前準備・説明会等
  実証運行
  本格運行

(注) ・高梁北東部：川面町、巨瀬町、中井町

・高梁北部：高倉町田井・飯部

・高梁南部：松原町、玉川町、津川町、落合町（福地を除く）

・第4期以降の再編については学校再編や事業者等との調整、また地域の要望や状況に応じて令和8年度に再設定を行う。

<参考：「効率性判断表」>

路線	路線番号	系統名	起点	経由地	終点	利便増進特別判断		事業収入					支出			事業者負担額	公的負担額			収支率							
						①運賃補助	②乗車+利便増進特別	A	B	C	D	E	F	G	H		I	J	K								
						③特別乗降	④特別乗降	1人あたり乗車	1回あたり利用人数	1回あたり運行回数	年間運行日数	合計(A+B+C+D)	乗車走行キロ	経路費用	1回あたり単価		1回あたり距離	合計(F+G+H)	国庫補助		県補助	市町村負担					
成羽線	実績	1	成羽線	下飯本	宇治	康羽	-	-	51,300	171	300.00	1.12	1.5	102	51	9,486.0	4,748,000	500.53	62.0	4,748	0	0	0	4,697	4,697	1.1%	
	想定	1	成羽線	下飯本	宇治	康羽	-	-	142,500	475	300.00	2.45	1.5	129	143	10,719.9	2,697,000	251.59	55.4	2,697	0	0	0	2,555	2,555	5.3%	
中野小泉線	実績	2	中野小泉線	松木水野宅前	下長田	康羽	-	-	181,200	604	300.00	3.17	1.5	127	181	7,543.8	1,898,000	251.60	39.6	1,898	0	0	0	1,717	1,717	9.5%	
	想定	2	中野小泉線	中野第三交差点	中野三ツ木七ヶ分	康羽	-	-																			
宇治線	実績	4	宇治線	宇治	中村	成羽	-	-	711,792	2,614	272.30	3.40	3.0	236	712	24,576.0	3,092,000	125.81	32.0	3,092	0	0	0	2,380	2,380	23.0%	
	想定	4	宇治線	宇治	中村	成羽	-	-	784,200	2,614	300.00	6.54	2.0	200	784	12,800.0	4,200,000	338.13	32.0	4,200	0	0	0	3,416	3,416	18.7%	
成羽集合分	実績	5	成羽集合分	成羽集合分①	成羽集合分②	成羽集合分③	成羽集合分④	成羽集合分⑤	1,600,000	2,000	800.00	1.00	8.1	246	1,600	18,000.0	15,043,000	835.72	9.0	15,043	0	409	0	13,034	13,443	10.8%	
	想定	5	成羽集合分	成羽集合分①	成羽集合分②	成羽集合分③	成羽集合分④	成羽集合分⑤																			
合計	実績計																										
	想定計																										
	収支改善見込み額(想定-実績)																										

# 今後のスケジュール（予定）

時期	全体	成羽 (含む宇治町・落合町福地)	川上	高梁北東部 (川面・巨瀬・中井)
R7.12.26	・運行事業者説明			
R8.1.14	・③公共交通会議：書面 (地域間幹線：事業評価)			
R8.2.16	・④公共交通会議：対面 ・交通空白地調査	←実証運行計画の承認		
R8.3	・⑤公共交通会議：書面	←利便増進計画の承認 ・利便増進計画策定		
R8.4		・「交通空白」解消緊急対策事業申請		
R8.5	・⑥公共交通会議（案件あれば） ※開始の場合、①は書面	・上記交付決定？ ・宇治高校登校調査	住民説明会等想定	・利便増進計画事業者決定
R8.6	・①公共交通会議：対面 (地域間幹線：申請) (フィーダー補助：申請?)	←R9.4~9月分		
R8.7				
R8.8				
R8.9				
R8.10	・②公共交通会議：対面	←自家用有償申請のため		
R8.11		・事業者決定 ・自家用有償申請 (区域運行)		
R8.12				
R9.1	・③公共交通会議：書面 (地域間幹線：事業評価)	・実証運行開始 (R9.1.12)		
R9.2	・④公共交通会議：対面	←生活福祉バス廃止 ・自家用有償取消手続き (中野小泉・中線) (※宇治線はスクールバスとして存続) ・4条廃止 (備北バス) (吹屋線)	←生活福祉バス廃止 ←乗合タクシー増便 ・4条廃止手続き (備北バス) (4路線) ・乗合タクシー増便手続き (成羽タクシー) (4条区域運行追加手続き)	←実証運行計画の承認
R9.3	・⑤公共交通会議：書面			←利便増進計画の承認 ・利便増進計画策定
R9.4		・本格運行開始	・乗合タクシー増便 ・生活福祉バス廃止	・「交通空白」解消緊急対策事業申請
R9.5	・⑥公共交通会議（案件あれば） ※開始の場合、①は書面			・上記交付決定？
R9.6	・①公共交通会議：対面 (地域間幹線：申請) (フィーダー補助：申請)			←R10.4~9月分
R9.7				住民説明会等想定
R9.8	・委員委嘱 (R9.8.25~R11.8.24)			
R9.9				
R9.10				
R9.11				
R9.12				
R10.1	・②公共交通会議：書面 (地域間幹線：事業評価) (フィーダー補助：事業評価)			・「交通空白」解消緊急対策事業を活用し準備開始
R10.2	・③公共交通会議：対面			←生活福祉バス廃止 ←乗合タクシー開始 ・4条廃止手続き (備北バス) (8路線) ・自家用有償申請手続き (区域運行)
R10.3				
R10.4				・生活福祉廃止 ・実証運行開始

※下線内容は高梁市地域公共交通会議に関する項目

## 高梁市地域公共交通利便増進実施計画（素案）に係る意見

第4回高梁市地域公共交通会議にご出席いただきありがとうございました。本日の協議における資料4「成羽地域公共交通再編に向けた実証運行計画（案）」を基に、資料5「高梁市地域公共交通利便増進実施計画」を策定します。

策定にあたりましては委員・専門員の皆さまのご意見をいただきたいと思います。いただいたご意見により、来月中に第5回高梁市地域公共交通会議（書面決議）を開催しますので、よろしくお願いいたします。

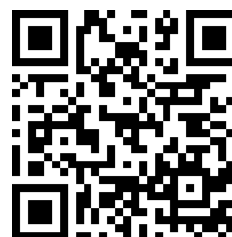
回答は下記A～Cのいずれかの方法でお願いします

A：下記を記入し「返信用封筒」にて返送（前回郵送にて返送の方に添付）

B：下記を記入し「FAX」にて回答

C：右記「QRコード」または下記「URL」にて回答

URL：<https://logoform.jp/form/neQj/1437853>



1. 氏 名（ ）委員または専門員の氏名**必須**

2. 所 属（ ）委員または専門員の所属**必須**

3. 資料5高梁市地域公共交通利便増進実施計画（素案）について（どちらかに○）**必須**

特に意見なし（ ）→ご協力ありがとうございました

意見あり（ ）→問4をご記入ください**必須**

4. 意見（問3で「意見あり」を選んだ場合は**必須**）

ご協力ありがとうございます。

Aの場合は同封した返信用封筒にてご返送ください。（前回郵送にて返送の方に返信用封筒を同封）

Bの場合は高梁市協働定住課FAX：0866-22-9460へご送付ください。

いずれの場合も3月2日（月）までに回答をお願いします。